

平成24年5月

事 務 事 業 概 要

戦略企画部

# 目

# 次

1	組織の概要	1
2	平成24年度当初予算の概要	5
3	事務事業の概要	9
	○戦略企画総務課	11
	○秘書課	11
	○企画課	11
	○政策提言・広域連携課	12
	○広聴広報課	12
	○情報公開課	14
	○統計課	14
	○東京事務所	16

# 1 組織の概要



## 戦略企画部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】

【グループ等名称】

(電話番号)

《主な所掌事務》

※Gはグループの略

戦略企画総務課  
sensomu@pref.mie.jp

企画・総務担当  
調整G

2009  
2062

○部内の企画調整、議会対応、組織・人事、予算・  
経理・決算、人権施策・危機管理  
○全庁会議、みえ県民意識調査、平和政策

秘書課  
hisho@pref.mie.jp

—

2014

○知事・副知事の秘書、行幸啓等皇室事務

企画課  
kikaku@pref.mie.jp

—

2025

○「みえ県民カビジョン」の推進、政策研究・政策提  
案、高等教育機関との連携、すこいやんかトーク

政策提言・広域連携課  
kouiki@pref.mie.jp

—

2089

○国等への政策提言、広域的な連携・交流の推進、  
地方分権、要望・陳情、総合特区

広聴広報課  
koho@pref.mie.jp

広聴広報G  
報道G

2788  
2028

○IT広聴事業、県政だより、メディア広報  
○報道機関との連絡調整

県民の声相談G

2647

○県民からの意見・提案・苦情等対応

情報公開課  
koukai@pref.mie.jp

—

2071

○情報公開、個人情報保護

統計課  
tokei@pref.mie.jp

人口統計G  
消費・生活統計G  
農水・商工統計G  
分析・情報G

2044  
2051  
2052  
3051

○労働力調査、国勢調査、経済センサス基礎調査、  
就業構造基本調査、住宅・土地統計、人口推計  
○小売・個人企業・家計調査、毎月勤労統計調査、  
学校基本・学校保健統計調査、社会生活基本調査  
○経済センサス活動調査、商・工業統計、商業・生  
産動態、特定サービス調査、農林・漁業センサス  
○統計分析、統計情報の提供

## 東京事務所

tokyo@pref.mie.jp

—

03-5212-  
9065

○国行政機関、各種団体等との連絡調整



## 2 平成 24 年度当初予算の概要





平成24年度 戦略企画部 当初予算

(単位:千円)  
 上段:(県費)  
 下段:事業費

所属名	平成24年度 当初予算額 A	平成23年度6月 補正後予算額 B	増減額 A-B	対前年比 A/B	説明
戦略企画総務課	( 573,497 ) 573,538	( 597,593 ) 597,593	( △24,096 ) △24,055	( 96.0% ) 96.0%	・人件費(特別職人件費を含む) 547,310 ・戦略企画諸費 21,215
秘書課	( 8,417 ) 8,417	( 16,732 ) 16,732	( △8,315 ) △8,315	( 50.3% ) 50.3%	・調整諸費 7,417
企画課	( 16,720 ) 16,720	( 10,615 ) 61,628	( 6,105 ) △44,908	( 157.5% ) 27.1%	・行動計画進行管理事業費 9,775 ・高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり推進事業費 2,802
政策提言・広域連携課	( 17,786 ) 17,786	( 19,063 ) 19,063	( △1,277 ) △1,277	( 93.3% ) 93.3%	・広域連携推進費 11,771 ・中部圏・近畿圏連携強化費 4,453
広聴広報課	( 292,190 ) 303,042	( 298,967 ) 321,010	( △6,777 ) △17,968	( 97.7% ) 94.4%	・県政だより事業費 168,711 ・広聴体制充実事業費 4,136
情報公開課	( 67,791 ) 75,421	( 73,978 ) 79,007	( △6,187 ) △3,586	( 91.6% ) 95.5%	・情報公開制度運営費 5,664 ・個人情報保護対策費 1,276
統計課	( 103,349 ) 456,922	( 99,752 ) 458,565	( 3,597 ) △1,643	( 103.6% ) 99.6%	・統計情報編集費 2,000 ・就業構造基本調査費 36,891
東京事務所	( 29,089 ) 29,101	( 30,038 ) 30,050	( △949 ) △949	( 96.8% ) 96.8%	・東京事務所費 29,001
戦略企画部 合計	( 1,108,839 ) 1,480,947	( 1,146,738 ) 1,583,648	( △37,899 ) △102,701	( 96.7% ) 93.5%	



### 3 事務事業の概要



事 務 事 業 概 要

(戦略企画部、東京事務所)

項 目	概 要
<p><b>【戦略企画総務課】</b> 課長 城本 暁 Tel 059-224-2009</p> <p>1 部内企画及び組織、人事、予算、経理等に関することについて</p> <p>2 県政の総合調整に関することについて</p>	<p>部内の企画、調整業務を行うとともに、部内の各室等が担当する施策の推進に専念できるよう組織や人事、予算、経理等に関することを一元的に行う。</p> <p>政策会議、経営会議の運営など県政の総合調整に関することを行う。また、「みえ県民意識調査」を実施し、県民の皆さんの幸福実感の継続的な把握などを行う。</p>
<p><b>【秘書課】</b> 参事兼課長 服部 浩 Tel 059-224-2014</p> <p>1 知事、副知事秘書事務について</p> <p>2 行幸啓等皇室関係事務について</p>	<p>(1) 知事、副知事の日程調整を行うほか、各種式典・行事等への出席に際し随行する。</p> <p>(2) 知事、副知事と各部局間の情報共有のための連絡調整を行う。</p> <p>(1) 天皇陛下をはじめとする皇族方の行幸啓等に際して、関係機関との連絡調整など、必要な業務を行う。</p> <p>(2) その他皇室行事、儀式等について、連絡調整、広報など、必要な業務を行う。</p>
<p><b>【企画課】</b> 課長 大橋 範秀 Tel 059-224-2025</p> <p>1 県政の総合企画に関することについて</p>	<p>県政の中長期的な課題を研究するとともに、県政の総合企画に関することを行う。</p>

項 目	概 要
2 政策研究及び政策提案について	政策創造員会議などを通じて政策研究、政策提案を行うとともに、職員の政策形成・立案能力の向上を図る。また、高等教育機関との連携を進める。
3 「みえ県民カビジョン」の進行管理について	「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う。
【政策提言・広域連携課】	
課長 近松 茂弘	
Tel 059-224-2089	
1 国等への政策提言について	本県の政策実現に必要な、国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正に反映させる事項について、国等へ積極的な政策提言を行う。
2 県境を越えた広域連携の推進について	住民生活や経済活動が県境を越えて拡大するなか、県単独では解決することが難しい課題が増えており、複数の府県等が連携して、より効率的、効果的に解決していく、広域的な取組の強化が求められている。こうしたことから、広域的な知事会等の組織に参加し、他府県等との交流・連携を推進していく。
3 地方分権・地域主権改革の推進について	地方の自主性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の形成のためには、真の地方分権を実現する必要があることから、国と地方の役割分担の明確化、地方税財源の充実確保、国の地方に対する義務付け・枠付けの見直しなどの課題解決に向け、地域主権改革など国の動向を注視し、全国知事会等と連携し取組を進める。
【広聴広報課】	
課長 湯浅 真子	
Tel 059-224-2788	
1 総合的な情報発信力の強化について	<p>広聴広報会議等を活用し、各部局等との連携を深めることにより、計画的・効率的な広聴広報活動の運営に努める。</p> <p>また、広聴広報の重要性について理解を深めるとともに、実践に結びつけるため、職員の研修を行う。</p>

項 目	概	要
2 広聴体制の充実について	<p>県民と県とのコミュニケーションの機会を拡大し、寄せられた県民の声を県民サービスの向上や県の施策などに反映させていくために、広聴体制の充実をはかる。</p>	<p>(1) 県政一般相談、さわやか提案箱等の直接広聴活動の実施</p> <p>(2) 県民の声データベースシステムによる情報の共有化と発信</p> <p>(3) 「みえ出前トーク」等の実施</p> <p>(4) IT広聴事業（e-モニター）の実施</p>
3 多様な媒体を活用した情報発信の推進について	<p>三重県の魅力や知名度の向上をはかるため、多様な媒体を通じて県内外に情報発信する。</p>	<p>(1) 電波広報の活用（県民及び中京圏の住民に対し県情報の発信）</p> <p>(2) 名刺台紙の作成・配布</p>
4 わかりやすい行政情報の提供について	<p>県政の現状や課題、県が将来めざしていく方向など、県の施策や取組等を県民に対して積極的かつわかりやすく提供する。</p>	<p>(1) 報道機関を通じた情報提供（知事記者会見等）</p> <p>(2) 県政だよりの発行（20年6月号より、紙面に民間広告を掲載し、財源確保に努めている。）</p> <p>(3) 県政だよりの朗読テープ等の配布や県ホームページ上での音声データによる配信</p> <p>(4) 電波広報の活用（県内テレビ・ラジオ広報）</p> <p>(5) 新聞広告の活用</p>
<p>報道政策総括監 紀平 勉 Tel 059-224-2028</p> <p>1 報道等に対する総合調整に関することについて</p>	<p>報道等に対する総合調整に関することを行う。</p>	

項 目	概 要
<p>県民の声相談監            紮 澄明            TEL 059-224-2647</p> <p>1 県民からの意見            ・提案・苦情等            に対する総合調整に            関することについ            て</p>	<p>県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関するものを行う。</p>
<p>【情報公開課】            課長 津谷 章雄            TEL 059-224-2071</p> <p>1 情報公開に関す            ることについて</p> <p>2 個人情報の保護            対策に関すること            について</p>	<p>職員研修の充実をはかりながら、情報公開制度の的確な運用に努める。</p> <p>職員の的確な対応を確保するための研修の充実をはかりながら、個人情報保護制度の適正な運用に努める。</p>
<p>【統計課】            課長 森島 博之            TEL 059-224-2044</p> <p>1 統計調査事務に            ついて</p>	<p>就業構造基本調査、労働力調査、小売物価統計調査、工業統計調査などの統計調査等を実施する。</p> <p>(1) 国委託の統計調査事務等</p> <p>① 総務省委託事業</p> <p>a 国勢調査準備調査</p> <p>b 経済センサスー活動調査</p> <p>c 住宅・土地統計調査単位区設定</p> <p>d 就業構造基本調査</p> <p>e 労働力調査（毎月調査）</p> <p>f 小売物価統計調査（毎月調査）</p> <p>g 家計調査（毎月調査）</p> <p>h 個人企業経済調査（四半期調査）</p>



項 目	概 要
2 統計情報の分析 と提供について	<p>② 経済産業省委託事業</p> <p>a 工業統計調査（毎年調査）</p> <p>b 商業動態統計調査（毎月調査）</p> <p>③ 文部科学省委託事業</p> <p>a 学校基本調査（毎年調査）</p> <p>b 学校保健統計調査（毎年調査）</p> <p>④ 厚生労働省委託事業</p> <p>a 毎月勤労統計調査</p> <p>    ア 第一種・第二種事業所調査（毎月調査）</p> <p>    イ 特別調査（毎年調査）</p> <p>(2) 県単独の統計調査事務等</p> <p>① 人口推計調査（毎月調査）</p> <p>② 県小売物価統計調査（毎月調査）</p> <p>③ 鉱工業生産指数（生産動態）（毎月調査）</p> <p>政策立案等の基礎資料とするため、統計の分析調査を行うとともに、県民にわかりやすく統計情報の提供を行う。</p> <p>(1) 統計分析調査</p> <p>① 三重県景気動向指数の作成（毎月）</p> <p>② 「三重県内経済情勢」の作成（毎月）</p> <p>③ 産業連関表作成（5年毎公表）</p> <p>④ 経済分析のノウハウを活用し、県・市町への統計分析の支援</p> <p>(2) 県民経済計算（毎年）</p> <p>① 三重県民経済計算</p> <p>    平成22年度確報推計、平成23年度速報推計</p> <p>② 市町民経済計算</p> <p>    平成22年度推計</p> <p>(3) 統計情報編集</p> <p>    統計書、県勢要覧、各種統計調査結果を個別に集録した統計資料、分析した統計データを編集し、インターネット及び刊行物で提供する。</p> <p>(4) 統計利用普及促進</p> <p>    統計グラフコンクールの実施、統計データ利用促進パンフレットの作成・配布による統計情報の利用促進の拡大をはかる。</p>

項 目	概 要
<p>統計利活用監 下里 真志 Tel 059-224-3051</p> <p>1 統計の利活用促進に関する ことについて</p> <p>【東京事務所】 所長 廣田 恵子 Tel 03-5212-9065</p> <p>1 国会議員・中央省 庁等との連絡調整・ 情報収集及び情報 の発信について</p>	<p>(5) 「みえ Data Box」の運用管理</p> <p>三重の統計情報「みえ Data Box」の運用管理により、県民が利活用しやすいよう統計データを一元管理し、インターネットで公開する。</p> <p>統計の利活用促進に関する ことを行う。</p> <p>県の政策・施策の推進・実現化をサポートするため、国会議員・中央省庁、各種団体等との連絡調整・情報収集等を行うとともに、首都圏での三重県情報の発信を行う。</p>

戦略企画雇用経済常任委員会（所管事項説明）資料  
目 次

◎所管事項

- 1 「みえ県民力ビジョン」の進行管理について・・・・・・・・・・ 1
- 2 第1回みえ県民意識調査について・・・・・・・・・・ 3
- 3 地方分権・地域主権改革について・・・・・・・・・・ 27
- 4 広域連携について・・・・・・・・・・ 35

平成24年5月24日  
戦略企画部

## 1 「みえ県民カビジョン」の進行管理について

県の長期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン」および中期戦略である「みえ県民カビジョン・行動計画」が4月よりスタートしました。基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現へ向け、着実な進行管理に取り組んでいきます。

### 1 進行管理の基本的な考え方

「みえ県民カビジョン」の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づき、常に県民の皆さんに成果が届いているかを意識しながら、「行動計画」の目標達成に向けた的確な進行管理に努めます。

#### PDCAサイクル

- |           |    |  |
|-----------|----|--|
| P (Plan)  | 計画 | 長期的な戦略計画である「みえ県民カビジョン」と中期の「行動計画」に基づく単年度の方針として「経営方針」を策定し、当該年度の政策課題や行動指針を明確にします。       |
| D (Do)    | 実行 | 部局長、副部長、次長、課長等は、自身のマネジメント方針や所管する事業の目標等を定めた「経営方針実践方策」を策定し、各所属組織において、「経営方針」を具体的に展開します。 |
| C (Check) | 評価 | 計画に基づき、取り組んだ施策等の進捗状況について評価を行います。   |
| A (Act)   | 改善 | 評価によって明らかになった施策等の成果や課題、翌年度への改善方向については、「成果レポート」として取りまとめ、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。          |

### 2 県民の幸福実感の把握

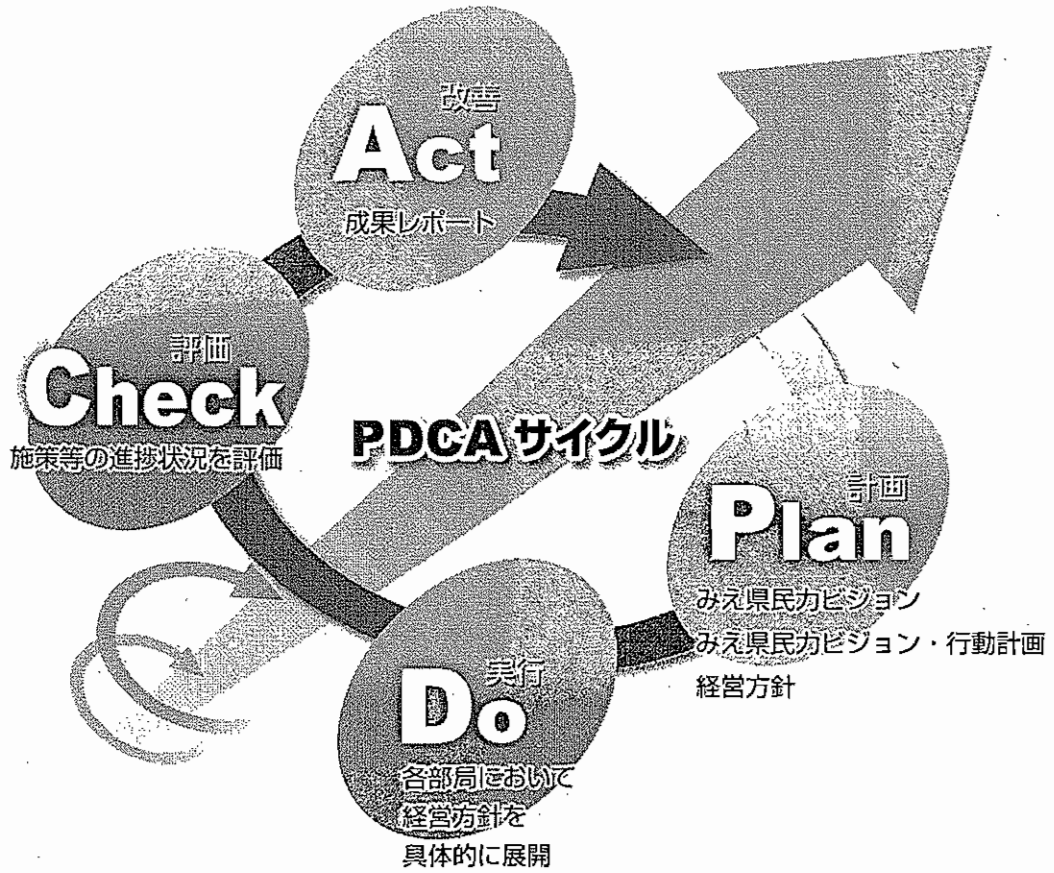
「みえ県民カビジョン」では「幸福実感日本一」の三重をめざすことから、施策における「県民指標」に加えて、政策分野ごとの16の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、行動計画全体としての進行管理に努めます。

なお、「幸福実感指標」は、県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を実施することで毎年把握します。

### 3 今後の取組

「みえ県民カビジョン」の進行管理を含む県の行政運営を推進するための仕組みについては、行財政改革取組の一環として、総務部と連携して今年度、見直しを進めることとしています。

「みえ県民カビジョン」進行管理の仕組み



## 2 第1回みえ県民意識調査について

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

県では、「みえ県民カビジョン」において「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県民の「幸福感」についての意識や、現在の暮らしや社会の状況に対する実感などについて把握するため、「みえ県民意識調査」を実施しました。

#### (2) 調査期間

平成24年1月～平成24年2月

#### (3) 調査対象

県内に居住する20歳以上の男女10,000人

(各市町の選挙人名簿を使用した等間隔無作為抽出法による)

#### (4) 調査方法

郵送による発送・回収

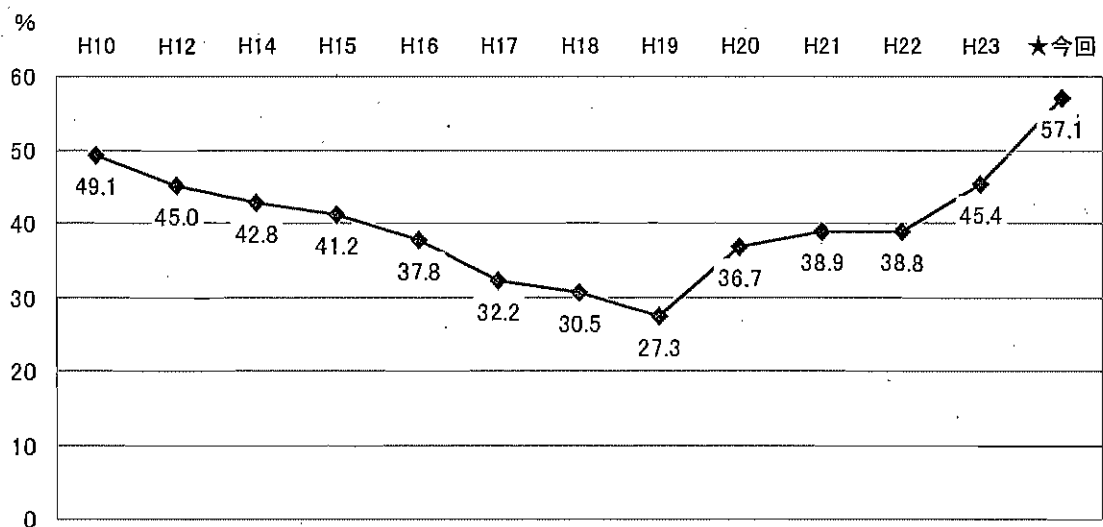
#### (5) 調査項目

- ・ 幸福感
- ・ 地域や社会の状況に対する実感
- ・ 日ごろの暮らしの実感
- ・ 個別テーマ（食の安全・安心、観光振興、地球温暖化対策）
- ・ 自由意見

#### (6) 有効回答数

5,710人（有効回答率 57.1%）

図表1 一万人アンケート(23年度まで)と第1回みえ県民意識調査の有効回答率推移 (%)



## 2 調査結果の主な内容

### (1) 幸福感について

#### ①日ごろ感じている幸福感

【問1-1】現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。いずれかの数字を1つだけ○で囲んでください。(○は1つだけ)

とても												とても
不幸												幸せ
0点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10点		

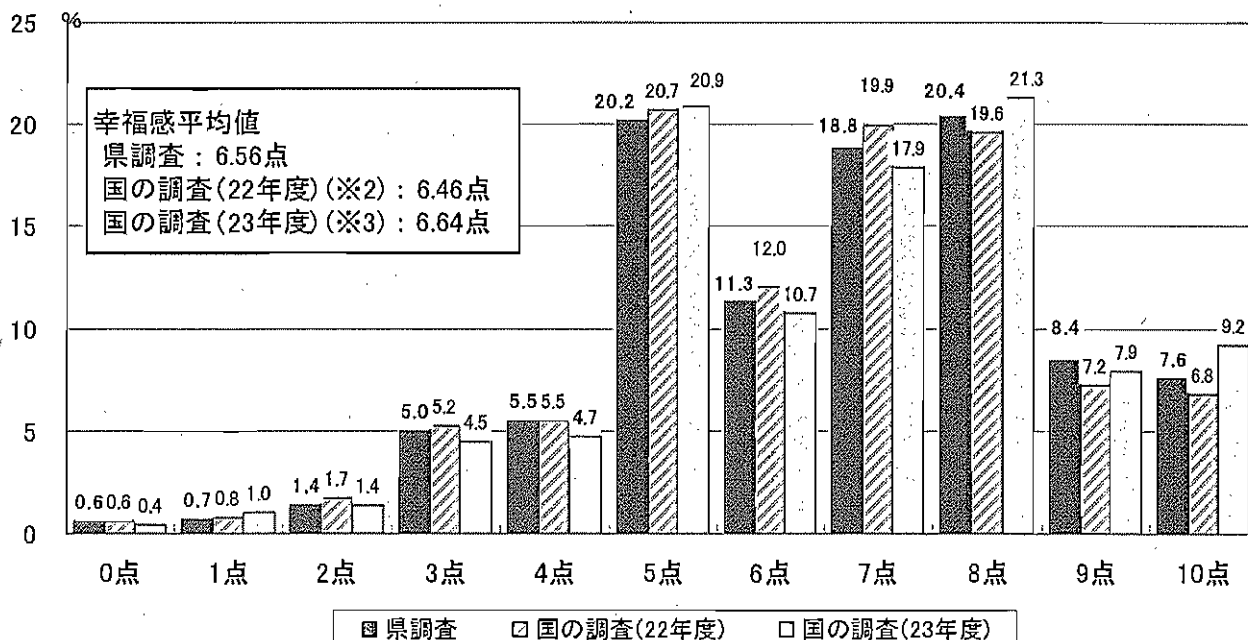
#### (県全体)

日ごろ感じている幸福感について、国（内閣府）の国民生活選好度調査の質問に準じ、10点満点で質問したところ、平均値は6.56点でした。

分布をみると、「8点」が20.4%と最も高く、次いで「5点」が20.2%、「7点」が18.8%となっており、M字曲線を描いています。

国の「平成22年度国民生活選好度調査」や「第1回生活の質に関する調査（平成23年度）」とほぼ同様の結果となっています。※1

図表2 日ごろ感じている幸福感の平均値と分布(国の調査との比較)



※1) 国の調査は、15歳以上を対象としていることや、調査員が調査票を配布、回収する訪問留置法であることなど、本県の調査方法と異なる点があります。

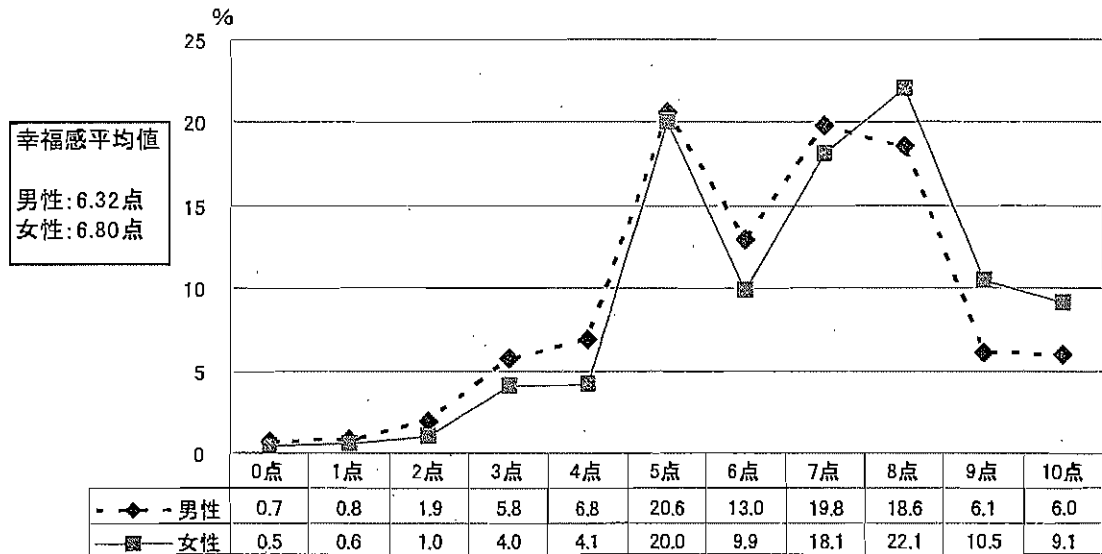
※2) 国の調査(22年度)・・・平成22年度国民生活選好度調査(内閣府、平成23年3月実施、n=3,569)

※3) 国の調査(23年度)・・・第1回生活の質に関する調査(内閣府経済社会総合研究所、平成24年3月実施、n=6,451)

(性別)

性別では、女性（6.80点）が男性（6.32点）より高くなっています。

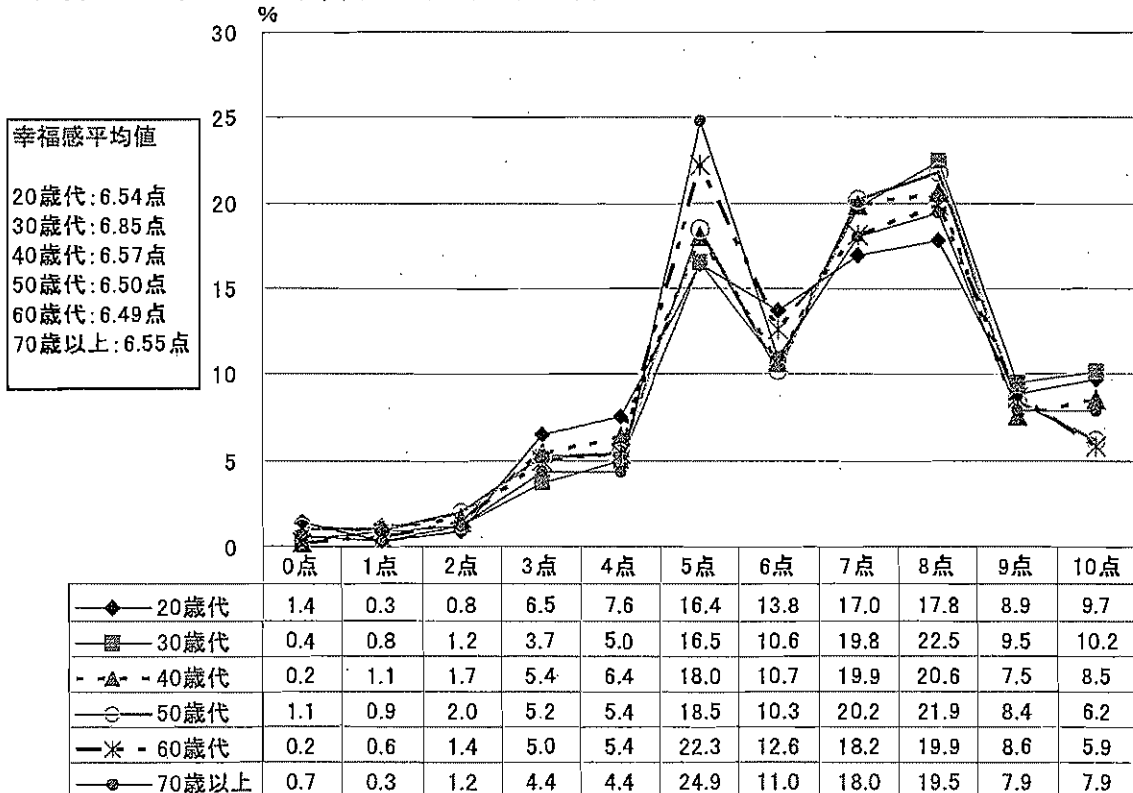
図表3 日ごろ感じている幸福の平均値と分布(性別)



(年代別)

年代別では、30歳代が6.85点と最も高く、次いで40歳代（6.57点）、70歳以上（6.55点）の順となっています。

図表4 日ごろ感じている幸福の平均値と分布(年代別)

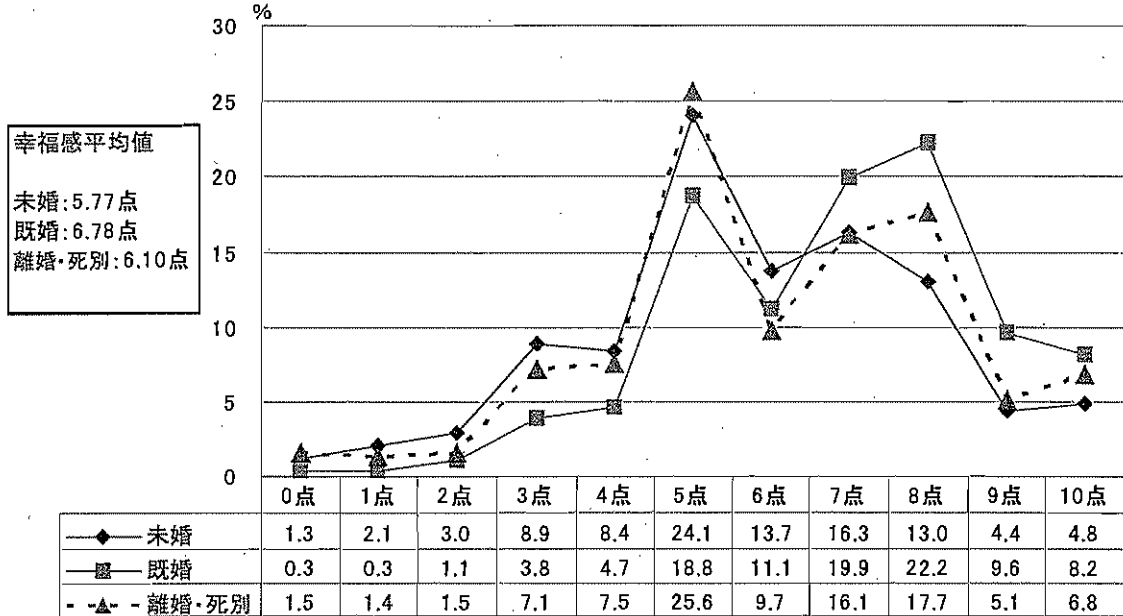




(結婚別)

結婚別では、既婚が6.78点と最も高く、離婚・死別(6.10点)、未婚(5.77点)の順となっています。

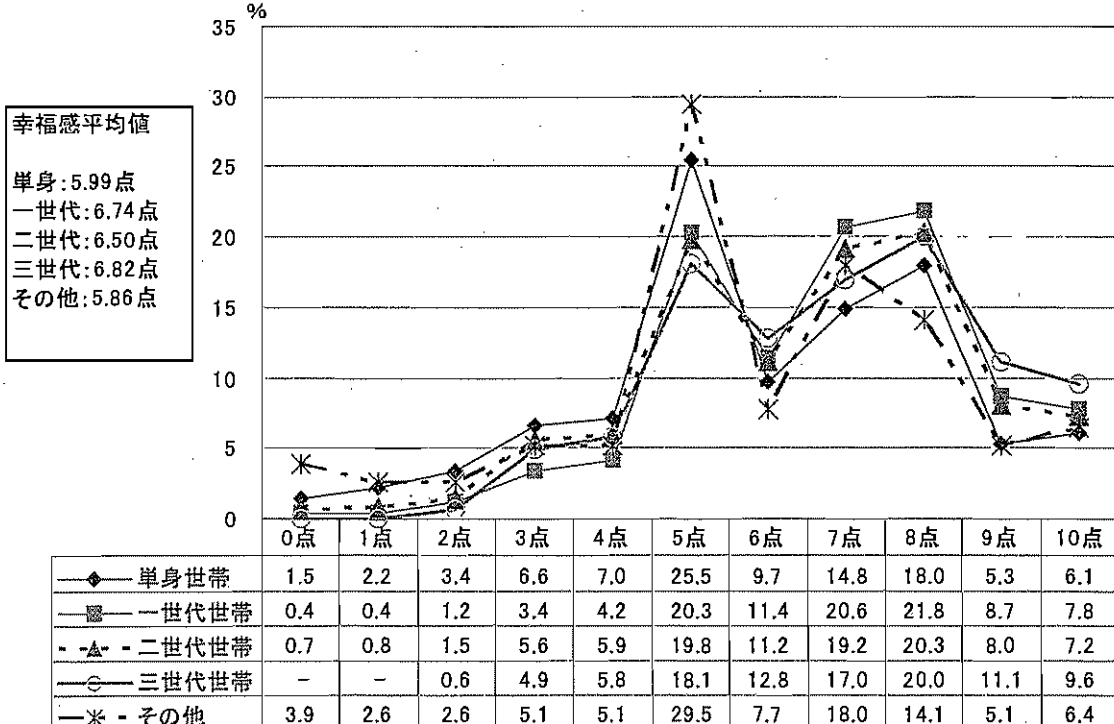
図表5 日ごろ感じている幸福感の平均値と分布(結婚別)



(世帯構成別)

世帯構成別では、三世帯世帯が6.82点と最も高く、単身世帯(5.99点)が最も低くなっています。

図表6 日ごろ感じている幸福感の平均値と分布(世帯構成別)



②幸福感を判断する際に重視した事項

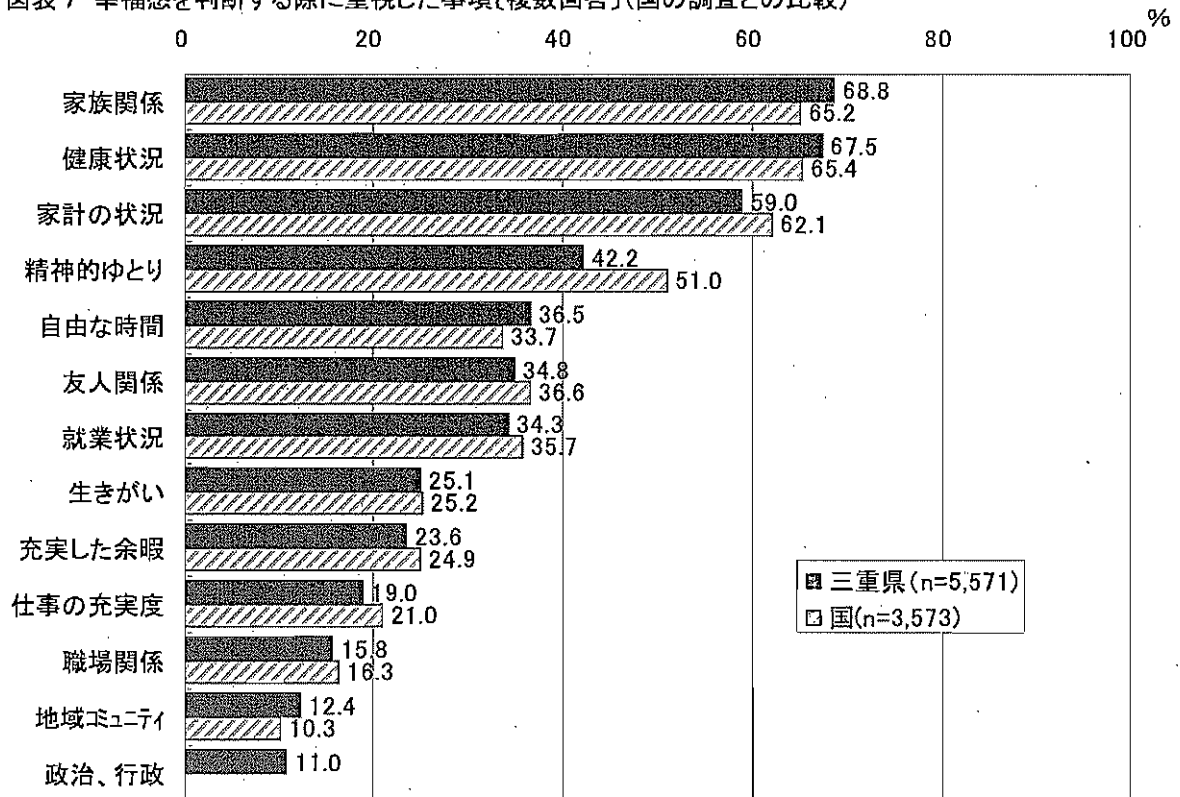
【問1-2】幸福感を判断する際に、重視した事項は何ですか。次の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)

1	家計の状況(所得・消費)	8	趣味、社会貢献などの生きがい
2	就業状況(仕事の有無・安定)	9	家族関係
3	健康状況	10	友人関係
4	自由な時間	11	職場の人間関係
5	充実した余暇	12	地域コミュニティとの関係
6	仕事の充実度	13	政治、行政
7	精神的なゆとり		

(県全体)

幸福感を判断する際に重視した事項については、「家族関係」が68.8%と最も高く、次いで「健康状況」(67.5%)、「家計の状況」(59.0%)となっています。

図表7 幸福感を判断する際に重視した事項[複数回答](国の調査との比較)



※国の調査・・・平成22年度国民生活選好度調査(内閣府、平成23年3月実施)。なお、「政治、行政」の選択肢はありません。

※「第1回生活の質に関する調査」(内閣府経済社会総合研究所、平成24年3月実施)にこの質問は含まれていません。

(性・年代別)

性・年代別では、男女とも60歳代、70歳以上で「健康状況」が、男性の20歳代、40歳代、50歳代で「家計の状況」が、男性の20歳代、30歳代、女性の20歳代～50歳代で「家族関係」が、1位となっています。

図表8 幸福感を判断する際に重視した事項[複数回答](男性・年代別)

男性・年代	1位	2位	3位	4位	5位
20歳代	家計の状況 家族関係 51.1		就業状況 49.4	健康状況 友人関係 48.9	
30歳代	家族関係 66.7	家計の状況 61.7	健康状況 58.3	就業状況 48.0	精神的ゆとり 42.1
40歳代	家計の状況 69.0	家族関係 68.7	健康状況 64.5	就業状況 50.4	精神的ゆとり 37.1
50歳代	家計の状況 67.9	健康状況 家族関係 66.6		就業状況 53.5	精神的ゆとり 42.2
60歳代	健康状況 71.8	家族関係 67.7	家計の状況 62.6	精神的ゆとり 44.8	就業状況 32.2
70歳以上	健康状況 73.3	家族関係 64.5	家計の状況 48.0	自由な時間 45.9	精神的ゆとり 37.0

図表9 幸福感を判断する際に重視した事項[複数回答](女性・年代別)

女性・年代	1位	2位	3位	4位	5位
20歳代	家族関係 69.2	友人関係 55.1	精神的ゆとり 51.0	健康状況 49.0	家計の状況 47.5
30歳代	家族関係 80.0	健康状況 65.2	家計の状況 60.5	友人関係 46.0	精神的ゆとり 44.1
40歳代	家族関係 75.5	健康状況 71.4	家計の状況 69.0	就業状況 50.8	精神的ゆとり 42.7
50歳代	家族関係 75.2	健康状況 72.2	家計の状況 68.9	就業状況 45.3	精神的ゆとり 42.7
60歳代	健康状況 70.4	家族関係 65.9	家計の状況 57.1	精神的ゆとり 44.9	自由な時間 43.5
70歳以上	健康状況 67.9	家族関係 67.4	自由な時間 57.7	友人関係 48.4	家計の状況 43.6

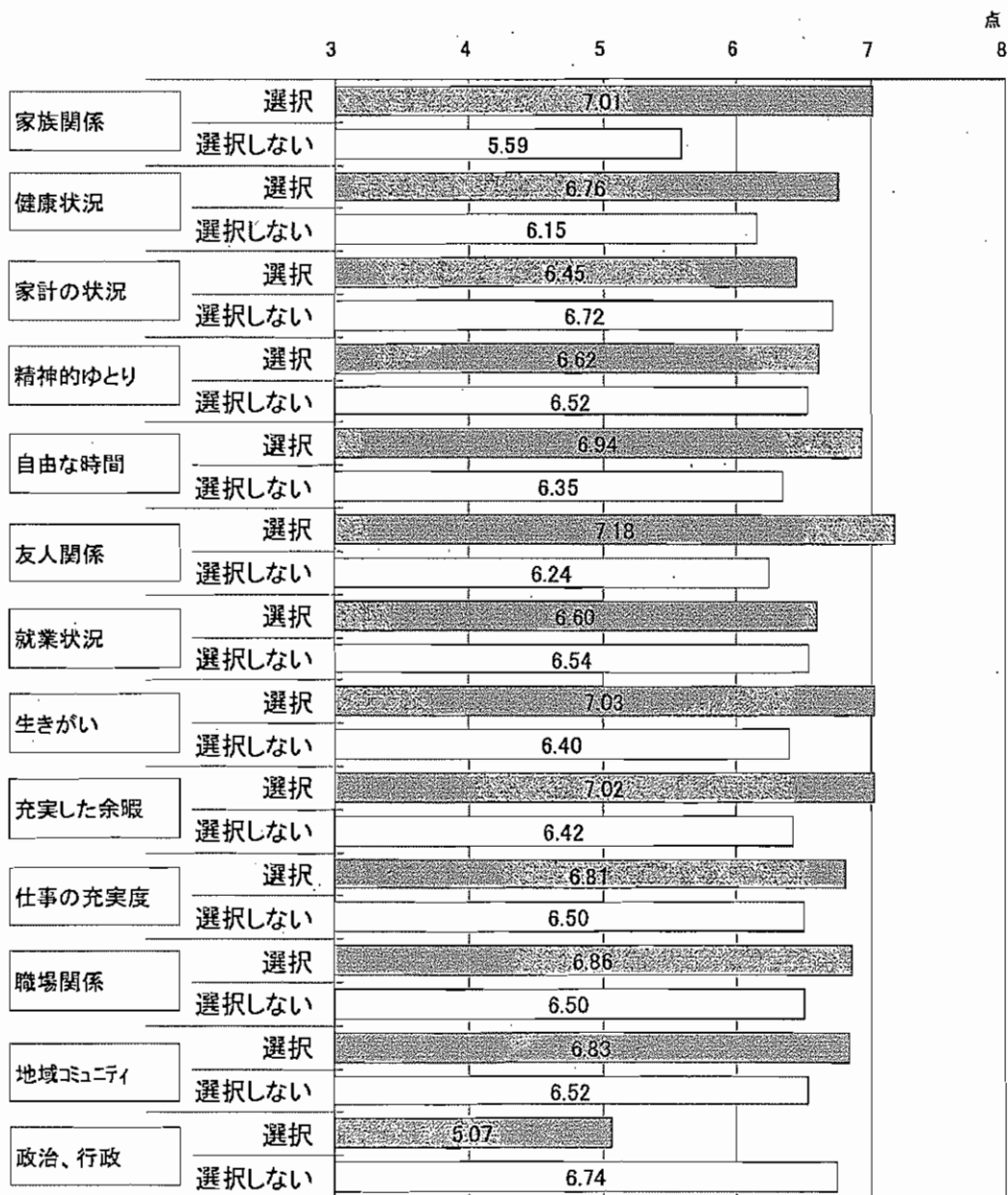
### ③幸福感を判断する際に重視した事項と幸福感との関係

(県全体)

幸福感を判断する際に重視した事項について、選択した人の幸福感の平均値と、選択しなかった人の幸福感の平均値を比較したところ、「家族関係」が最も差が大きく、選択した人は7.01点で、選択しなかった人(5.59点)より1.42点高くなっています。

また、「家計の状況(所得・消費)」と「政治、行政」の2項目について、選択した人は選択しなかった人より幸福感は低くなっています。

図表 10 幸福感を判断する際に重視した事項を選択した人と選択しない人の幸福感の平均値



## (2) 地域や社会の状況について

【問2】地域や社会の状況について、あなたの実感をおうかがいします。

次の(1)から(16)までの16の質問それぞれについて、あなたの実感にもっとも近いものを1つだけ選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

- (1) 災害等の危機への備えが進んでいると感じますか。
- (2) 必要な医療サービスが利用できていると感じますか。
- (3) 犯罪や事故が少なく、安全に暮らせていると感じますか。
- (4) 必要な福祉サービスが利用できていると感じますか。
- (5) 身近な自然や環境を守る取組が広がっていると感じますか。
- (6) 一人ひとりが尊重され、誰もが社会に参画できていると感じますか。
- (7) 子どものためになる教育が行われていると感じますか。
- (8) 地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じますか。
- (9) スポーツを通じて夢や感動が育まれていると感じますか。
- (10) 自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたいと感じますか。
- (11) 文化芸術や地域の歴史等について学び親しむことができると感じますか。
- (12) 三重県産の農林水産物を買いたいと感じますか。
- (13) 県内の産業活動が活発であると感じますか。
- (14) 働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ていると感じますか。
- (15) 国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいると感じますか。
- (16) 道路や公共交通機関等が整っていると感じますか。

(※) 選択肢はいずれの質問も下記の通りです。

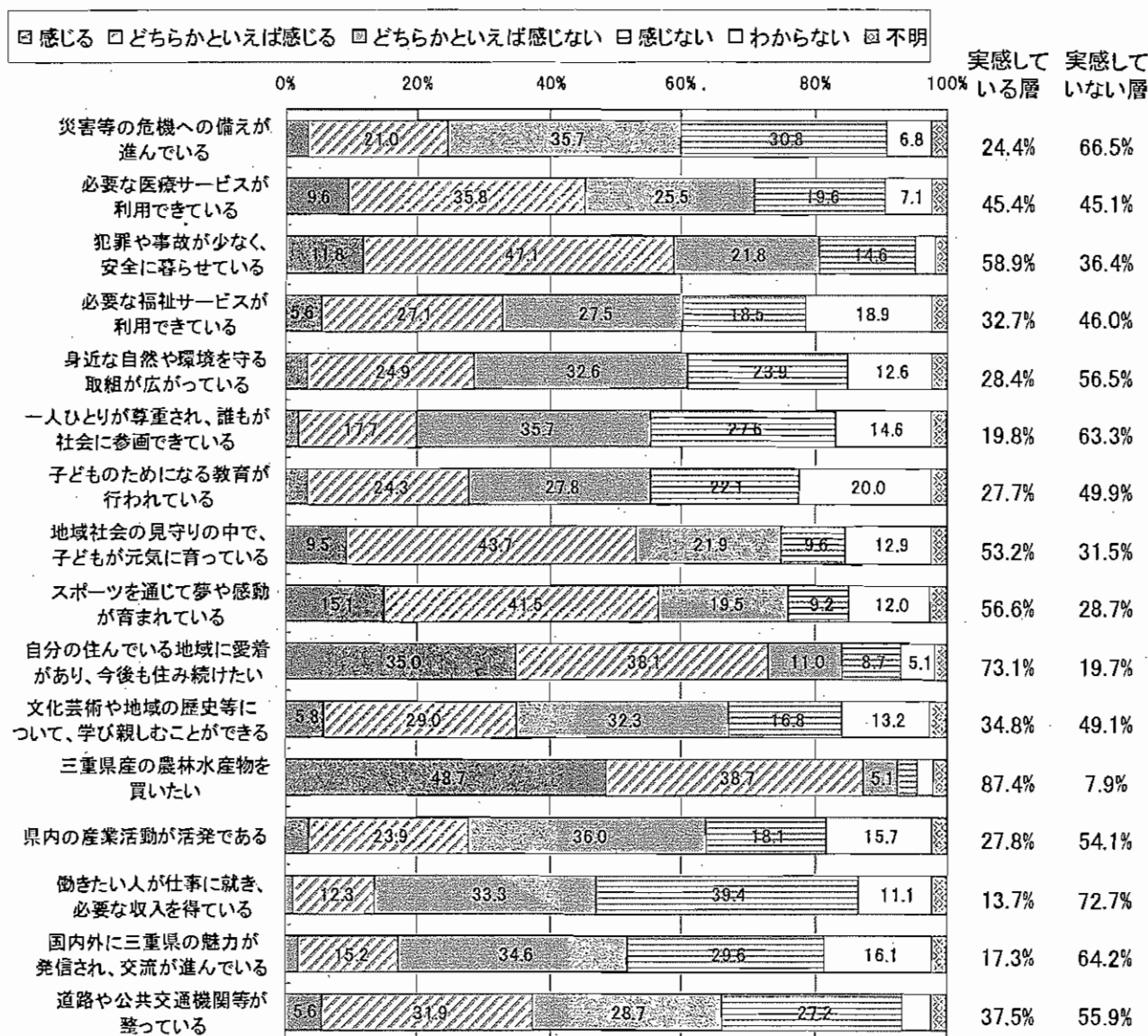
- 1 感じる    2 どちらかといえば感じる  
3 どちらかといえば感じない    4 感じない    9 わからない

(県全体)

「みえ県民カビジョン」に掲げる政策分野ごとの16の「幸福実感指標」に基づいて、地域や社会の状況について実感を聞いたところ、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合は、『三重県産の農林水産物を買いたい』が87.4%と最も高く、次いで『自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい』(73.1%)、『犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている』(58.9%)の順となっています。

一方、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合は、『働きたい人が仕事に就き、必要な収入を得ている』が72.7%と最も高く、次いで『災害等の危機への備えが進んでいる』(66.5%)、『国内外に三重県の魅力が発信され、交流が進んでいる』(64.2%)の順となっています。

図表 11 地域や社会の状況について(項目別)

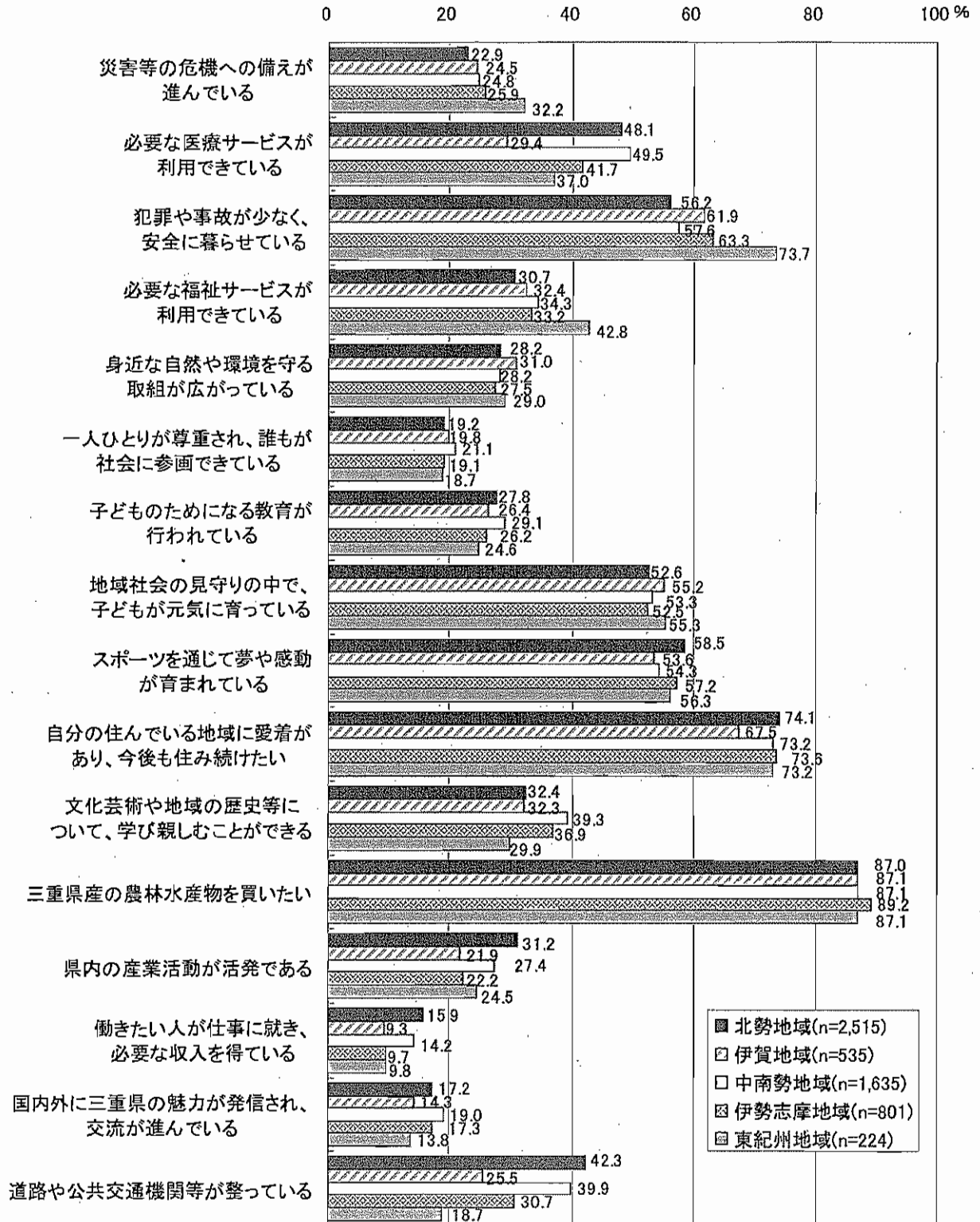


※図表 11 に記載の「実感している層」の割合は、「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合を合計し、「実感していない層」の割合は、「感じない」と「どちらかといえば感じない」の割合を合計したものです。

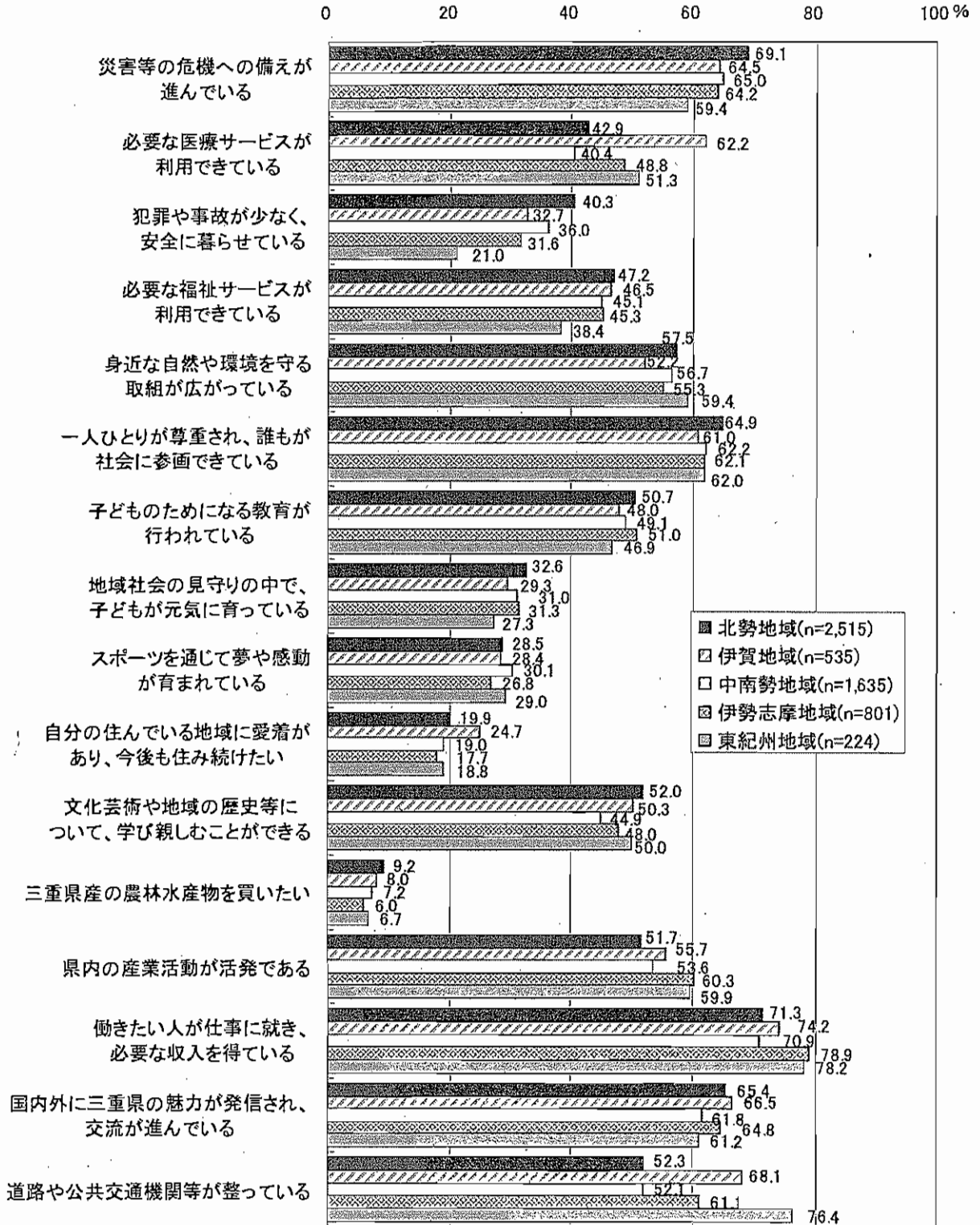
(地域別)

地域別に「実感している層」と「実感していない層」の割合を比較したところ、「必要な医療サービスが利用できている」、「犯罪や事故が少なく安全に暮らしている」及び「道路や公共交通機関等が整っている」の3つの項目において、地域の人々の実感に大きな開きが見られます。

図表 12 地域や社会の状況について「実感している層」の割合(地域別)



図表 13 地域や社会の状況について「実感していない層」の割合(地域別)





(3) 日ごろの暮らしについて

【問3】あなた自身の日ごろの暮らしについて、実感をお聞かせください。

次の(1)から(12)までの12の質問それぞれについて、あなたの実感にもっとも近いものを1つだけ選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

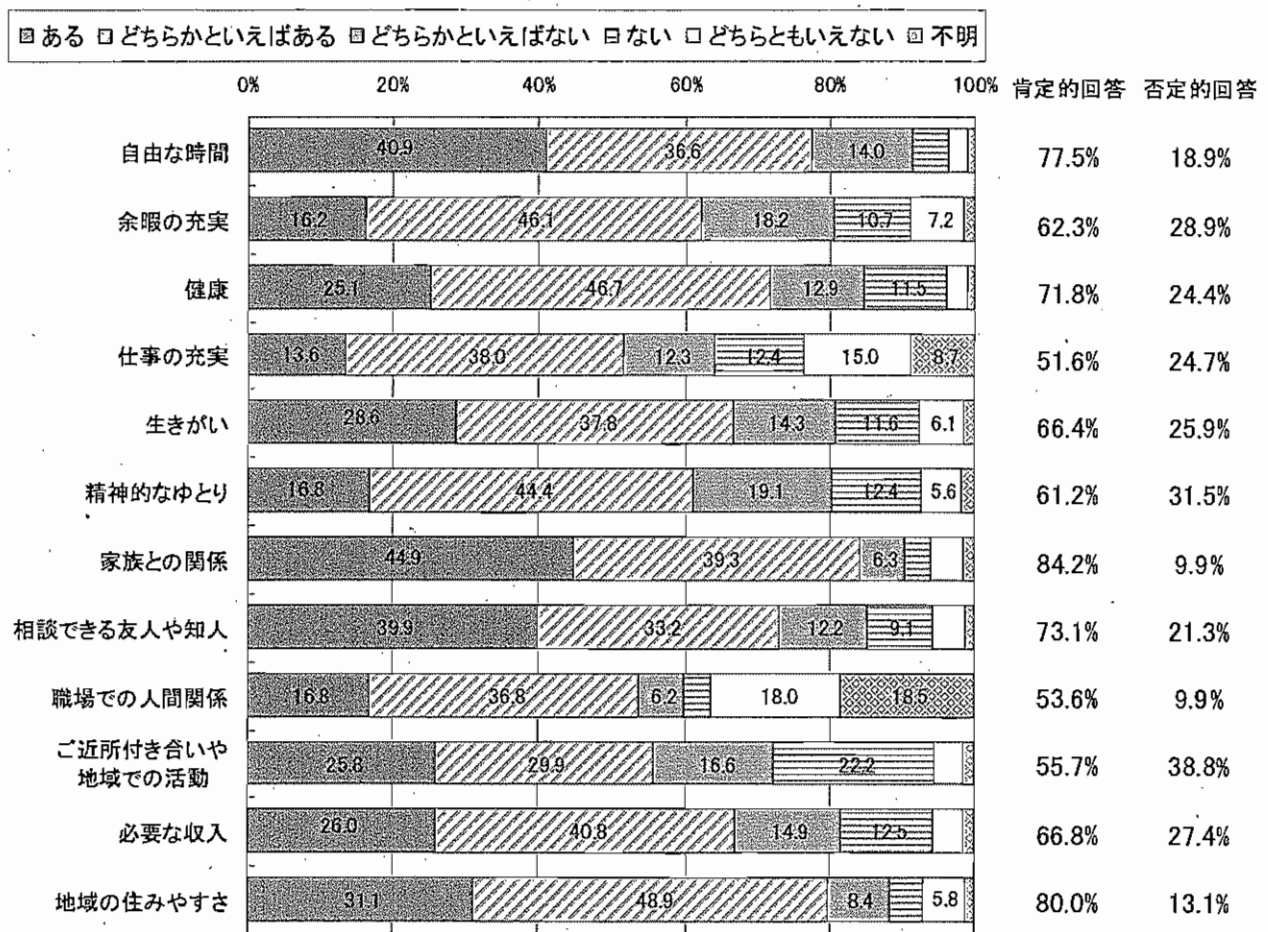
(1) <u>自由な時間</u> はありますか。 1 ある 2 どちらかといえばある 3 どちらかといえばない 4 ない 9 どちらともいえない
(2) <u>余暇</u> は充実していますか。 1 充実している 2 どちらかといえば充実している 3 どちらかといえば充実していない 4 充実していない 9 どちらともいえない
(3) <u>健康だ</u> と思いますか。 1 健康だと思う 2 どちらかといえば健康だと思う 3 どちらかといえば健康だと思わない 4 健康だと思わない 9 どちらともいえない
(4) <u>仕事</u> は充実していますか。 1 充実している 2 どちらかといえば充実している 3 どちらかといえば充実していない 4 充実していない 9 どちらともいえない
(5) <u>生きがい</u> にしているものはありますか。 1 ある 2 どちらかといえばある 3 どちらかといえばない 4 ない 9 どちらともいえない
(6) <u>精神的なゆとり</u> はありますか。 1 ある 2 どちらかといえばある 3 どちらかといえばない 4 ない 9 どちらともいえない
(7) <u>ご家族との関係</u> は良好ですか。 1 良好である 2 どちらかといえば良好である 3 どちらかといえば良好でない 4 良好でない 9 どちらともいえない
(8) <u>いざという時に相談できる友人や知人</u> はいますか。 1 いる 2 どちらかといえばいる 3 どちらかといえばいない 4 いない 9 どちらともいえない
(9) <u>職場での人間関係</u> は良好ですか。 1 良好である 2 どちらかといえば良好である 3 どちらかといえば良好でない 4 良好でない 9 どちらともいえない
(10) <u>ご近所付き合いや、地域での活動</u> (自治会、青年団、子供会など)はされていますか。 1 している 2 どちらかといえばしている 3 どちらかといえばしていない 4 していない 9 どちらともいえない
(11) <u>日常生活を営むうえで必要な収入</u> はありますか。 1 ある 2 どちらかといえばある 3 どちらかといえばない 4 ない 9 どちらともいえない
(12) あなたにとって、現在お住まいの地域は <u>住みやすい</u> ですか。 1 住みやすい 2 どちらかといえば住みやすい 3 どちらかといえば住みにくい 4 住みにくい 9 どちらともいえない

(県全体)

日ごろの暮らしについての12項目の実感を聞いたところ、肯定的回答の割合は『家族との関係』が84.2%と最も高く、そのうち、「良好である」も44.9%と最も高くなっています。次いで『地域の住みやすさ』が80.0%と高く、『自由な時間』、『健康』、『相談できる友人や知人』も7割以上と高くなっています。

一方、否定的回答の割合は『ご近所付き合いや地域での活動』が38.8%と最も高く、そのうち、「していない」も22.2%と最も高くなっています。次いで『精神的なゆとり』が31.5%と高く、『余暇の充実』、『必要な収入』、『生きがい』も25.0%以上となっています。

図表 14 日ごろの暮らしについて(項目別)



※ 図表 14 に記載の肯定的回答は、「ある」と「どちらかといえばある」の割合を合計し、否定的回答は、「ない」と「どちらかといえばない」の割合を合計したものです。

肯定的回答

- ・「ある」は、「している」、「良好である」、「思う」、「いる」、「住みやすい」を含みます。
- ・「どちらかといえばある」は、「どちらかといえばしている」、「どちらかといえば良好である」、「どちらかといえば思う」、「どちらかといえばいる」、「どちらかといえば住みやすい」を含みます。

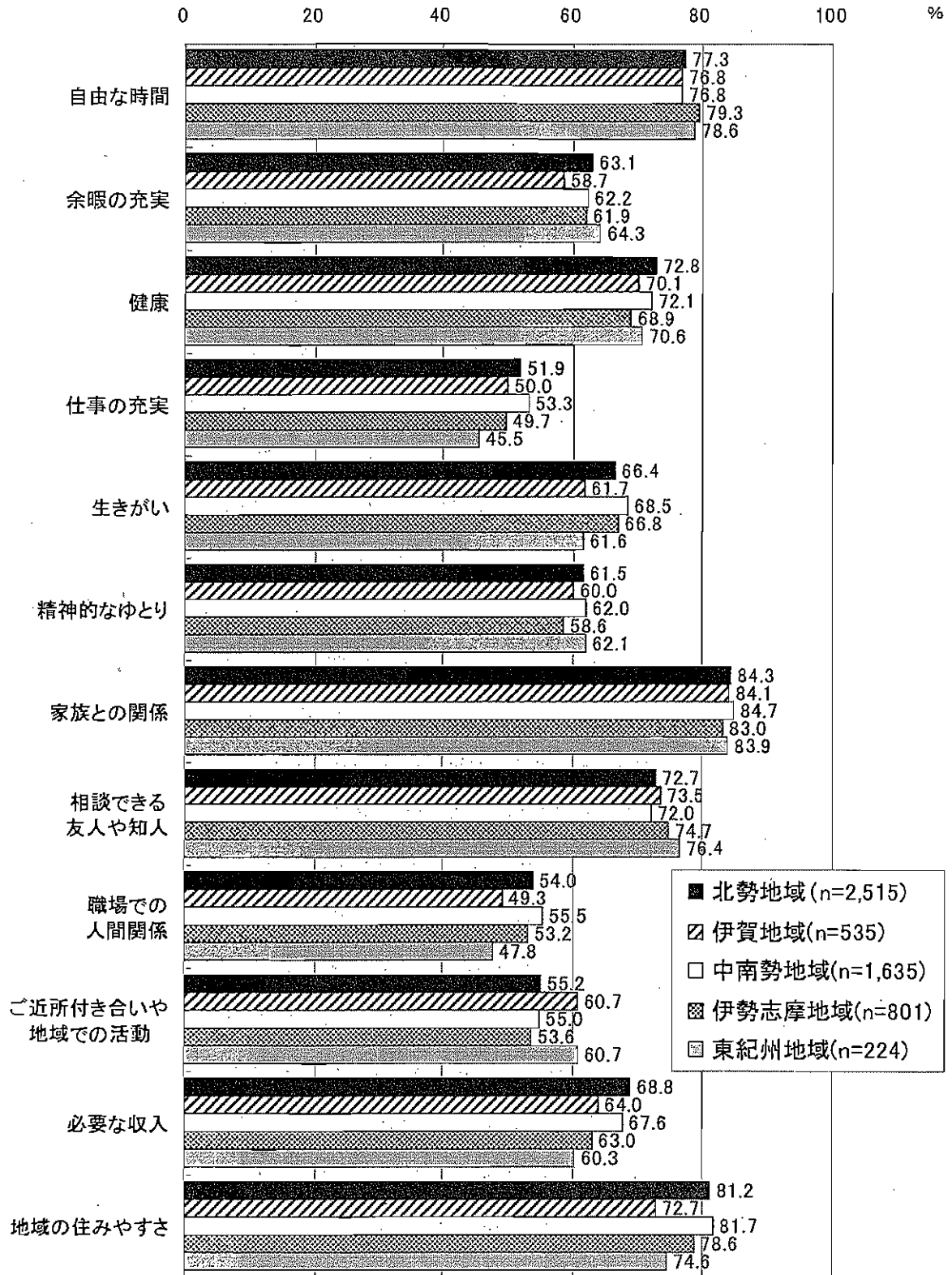
否定的回答

- ・「ない」は、「していない」、「良好でない」、「思わない」、「いない」、「住みにくい」を含みます。
- ・「どちらかといえばない」は、「どちらかといえばしていない」、「どちらかといえば良好でない」、「どちらかといえば思わない」、「どちらかといえばいない」、「どちらかといえば住みにくい」を含みます。

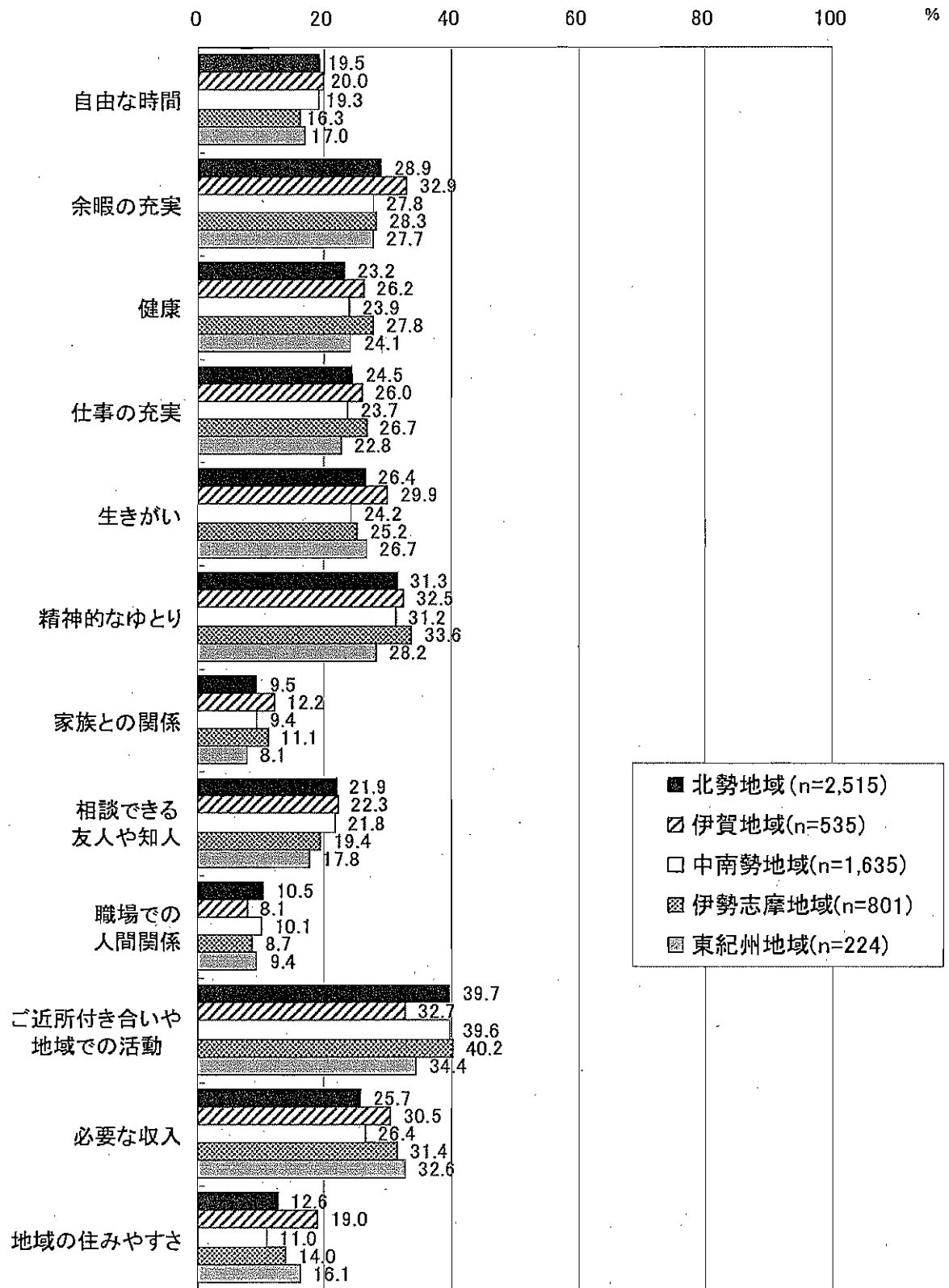
(地域別)

地域別に「肯定的回答」と「否定的回答」の割合を比較したところ、特に大きな差異は見られませんでした。

図表 15 日ごろの暮らしについての「肯定的回答」(地域別)



図表 16 日ごろの暮らしについての「否定的回答」(地域別)



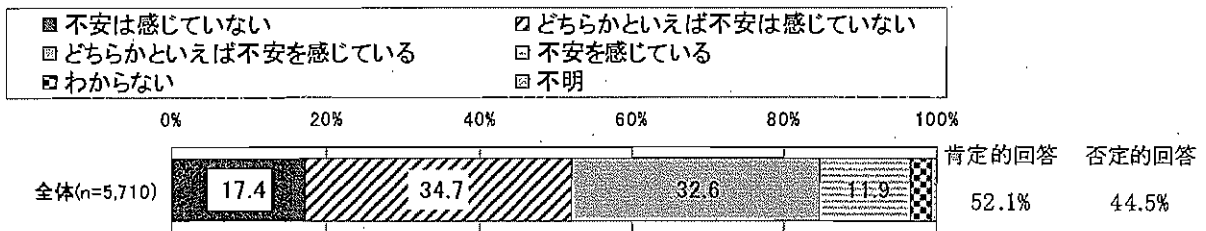
(3) 個別テーマに関する質問

① 食の安全・安心について

【問4-1】あなたは、食品の安全性について、普段どう感じていますか。次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。(○は1つだけ)

食品の安全性について、普段どう感じているかを質問したところ、「不安は感じていない」と「どちらかといえば不安は感じていない」を合計した割合が52.1%となっており、「不安を感じている」と「どちらかといえば不安を感じている」を合計した割合(44.5%)よりやや高くなっています。

図表 17 食品の安全性について

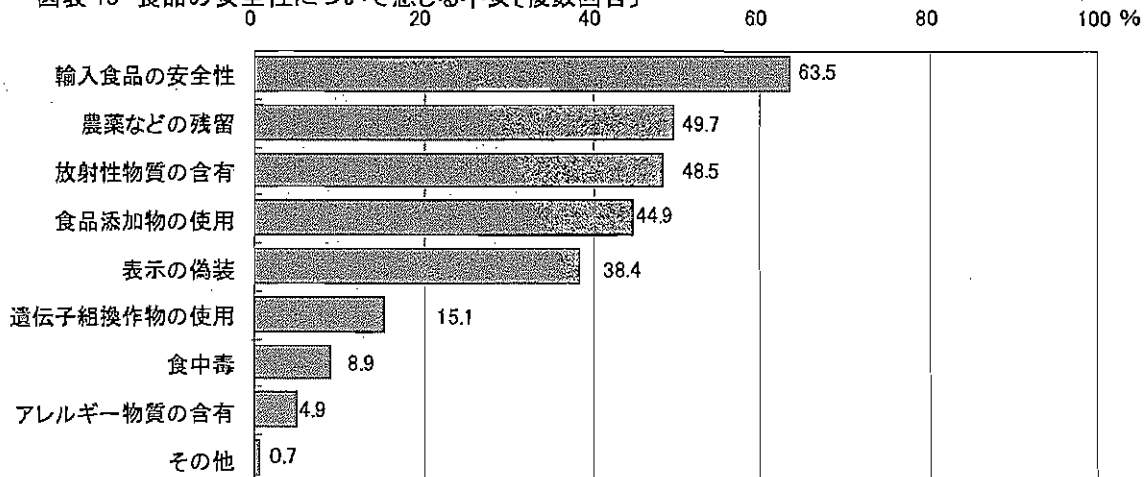


※図表 17 に記載の肯定的回答は、「不安は感じていない」と「どちらかといえば不安は感じていない」の割合を合計したもので、否定的回答は、「不安を感じている」と「どちらかといえば不安を感じている」の割合を合計したものです。

【問4-2】(問4-1で、「どちらかといえば不安を感じている」、「不安を感じている」と答えた方のみ)  
あなたは、食品の安全性について、どのような不安を感じていますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。(○は3つまで)

食品の安全性について感じる不安の内容は、「輸入食品の安全性」が63.5%と最も高く、次いで「農薬や動物用医薬品(抗生物質など)の残留」(49.7%)、「放射性物質の含有」(48.5%)、「食品添加物の使用」(44.9%)となっています。

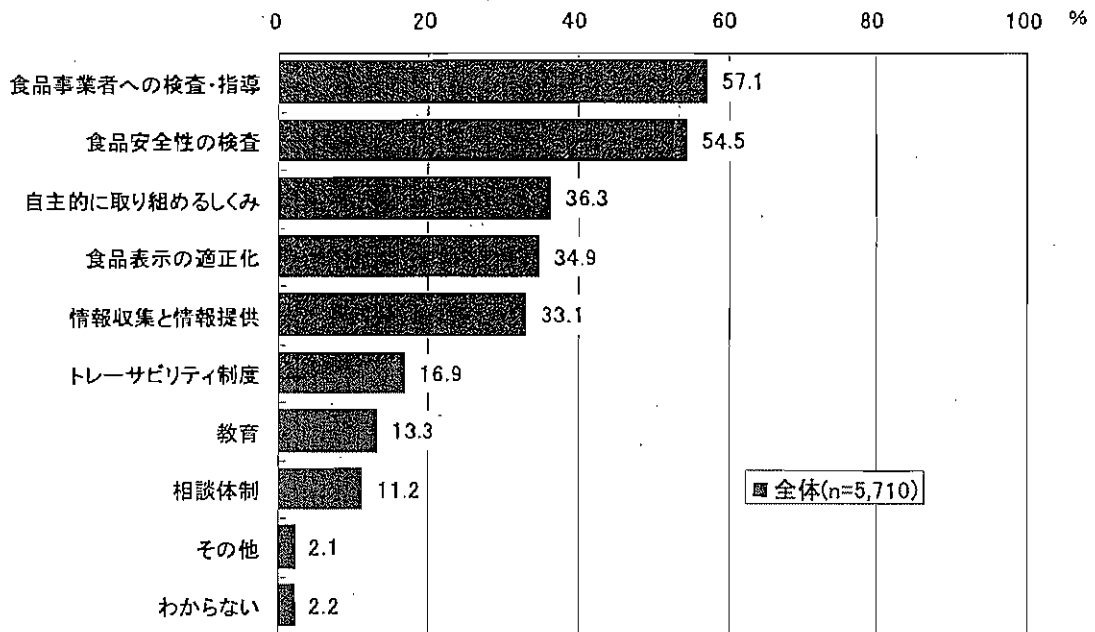
図表 18 食品の安全性について感じる不安[複数回答]



【問4-3】あなたが食品の安心を得るために、行政に期待する取組はどれですか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。(〇は3つまで)

食品の安心のために行政に期待する取組については、「食品の生産・加工・販売などを行う事業者に対する検査や指導を強化する」が57.1%と最も高く、次いで「残留農薬、食品添加物など、食品の安全性に関する検査を強化する」(54.5%)、「生産者などが食の安全・安心の確保に自主的に取り組めるしくみ(みえの安心食材表示制度など)を推進する」(36.3%)となっています。

図表19 食品の安心を得るために、行政に期待する取組[複数回答]



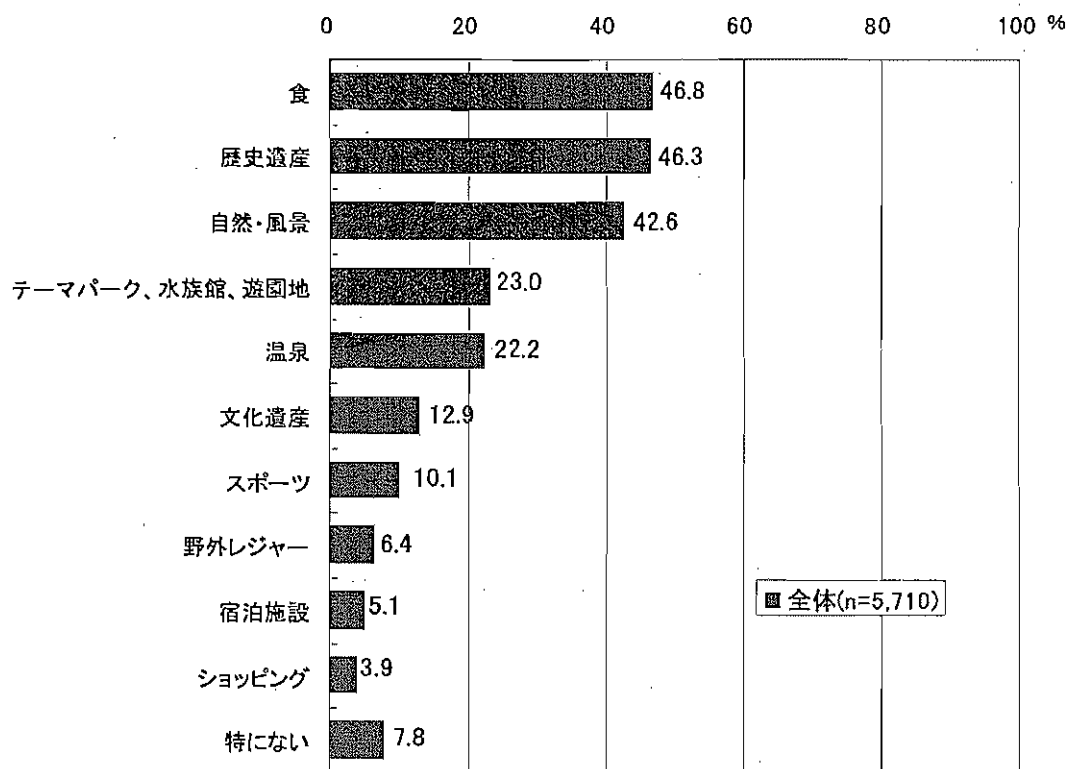
## ② 観光振興について

【問5-1】あなたが県外の友人等に勧めたいと思う三重県の観光施設や観光資源はどのようなものですか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。(〇は3つまで)

また、〇をつけた項目の中で、特に勧めたいと思う観光施設や観光資源があれば、[ ]に具体例をご記入ください。

県外の友人等に勧めたいと思う三重県の観光施設や観光資源については、「食（海の幸や山の幸）」が46.8%と最も高く、次いで「歴史遺産（城下町、宿場町、神社・仏閣、史跡など）」(46.3%)、「自然・風景（山・川・海）」(42.6%)となっています。

図表 20 県外の友人等に勧めたい三重県の観光施設や観光資源〔複数回答〕



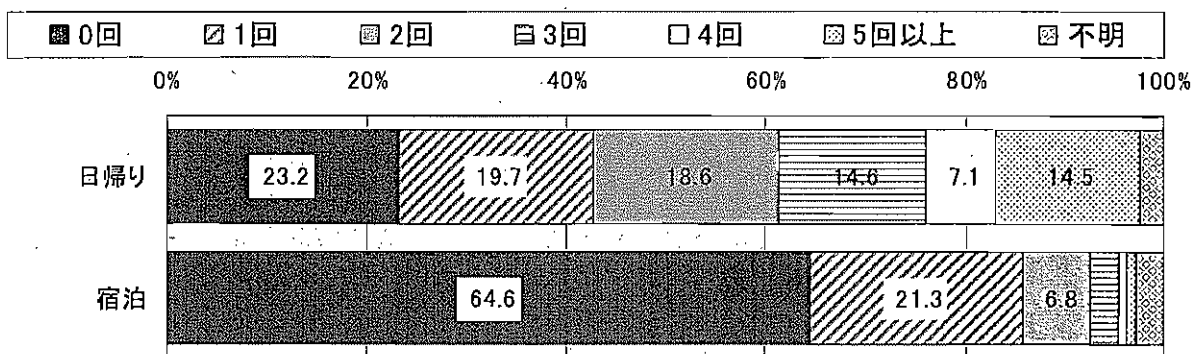
【問5-2】あなたは、この1年間に日帰りで観光・レジャー・レクリエーションの目的で県内の各観光地（観光施設）を、どのくらい訪れましたか。次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。1日に2カ所以上訪れた場合も1回と数えてください。（〇は1つだけ）

1年間に日帰りで観光・レジャー・レクリエーションの目的で県内の観光地（観光施設）を訪れた回数は、「0回」が23.2%で最も高く、次いで「1回」（19.7%）、「2回」（18.6%）となっています。

【問5-3】あなたが、この1年間に宿泊をともなって観光・レジャー・レクリエーションの目的で県内を旅行した回数はどのくらいですか。次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。2泊3日以上の場合も1回と数えてください。（〇は1つだけ）

1年間に宿泊をともなって観光・レジャー・レクリエーションの目的で県内を旅行した回数は、「0回」が64.6%と突出して高く、次いで「1回」の21.3%、「2回」の6.8%となっています。

図表 21 県内の観光地(観光施設)へ訪れた回数

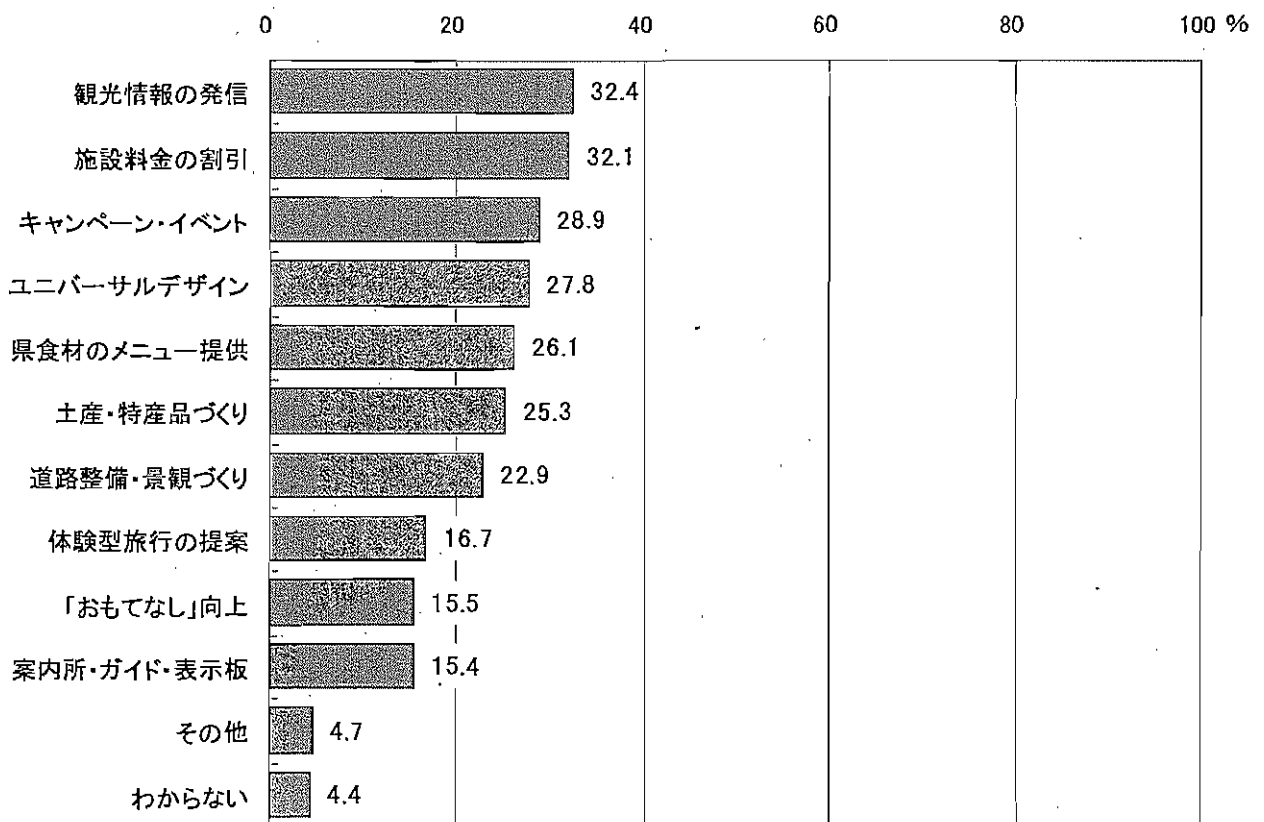




【問5-4】もっとたくさんの人に、県内の観光地を訪れてもらうためには、どのような取組が必要と思いますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。  
(〇は3つまで)

もっとたくさんの人に、県内の観光地を訪れてもらうために必要な取組について質問したところ、「ホームページやパンフレットを活用した観光情報の発信」が32.4%で最も高く、次いで「施設の利用料金の割引(クーポンなど)」(32.1%)、「観光キャンペーンや誘客イベントの実施」(28.9%)となっています。

図表 22 もっとたくさんの人に、県内の観光地を訪れてもらうための取組〔複数回答〕



### ③ 地球温暖化対策について

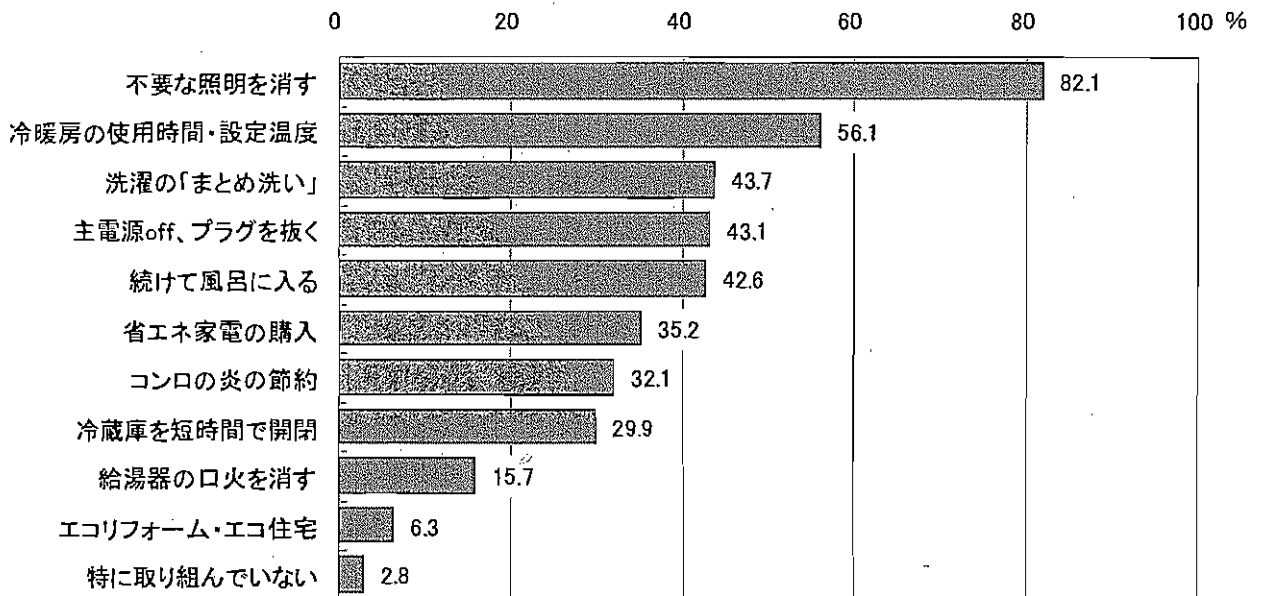
【問6-1】以下の取組は、地球温暖化の防止に役立つと考えられています。

あなたが、日常生活のなかで実践している地球温暖化対策の取組についておたずねします。あなたが積極的に取り組んでいるものはどれですか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。(〇はいくつでも)

日常生活のなかで実践している地球温暖化対策の取組については、「不要な照明はこまめに消す」が82.1%と最も高く、次いで「冷暖房時は使用時間や設定温度に気をつける」(56.1%)、「洗濯はできるだけ「まとめ洗い」をする」(43.7%)となっています。

また、「特に取り組んでいない」は2.8%となっています。

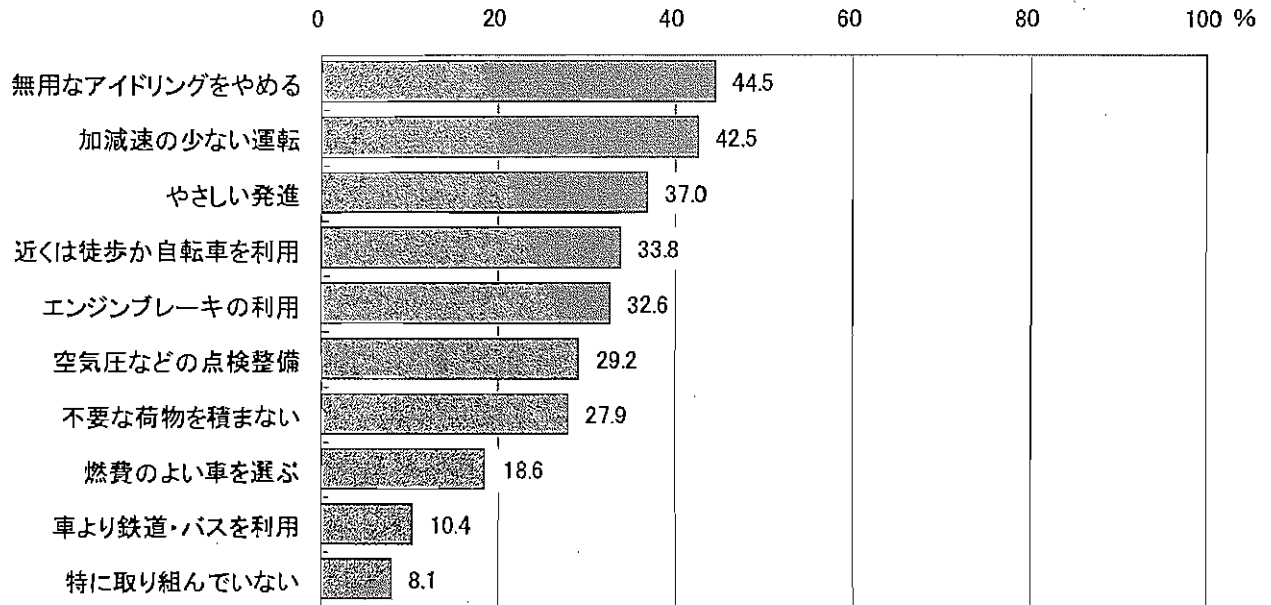
図表 23 日常生活のなかで実践している地球温暖化対策のための取組(複数回答)



【問6-2】あなたが、自動車を利用するなかで実践している地球温暖化対策の取組についておたずねします。あなたが積極的に取り組んでいるものはどれですか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。(〇はいくつでも)

自動車を利用するなかで実践している地球温暖化対策の取組については、「駐車時や停車時に無用なアイドリングをやめる」が44.5%と最も高く、次いで「車間距離に余裕をもって加減速の少ない運転をする」(42.5%)、「ふんわりアクセルでやさしい発進をする」(37.0%)となっています。

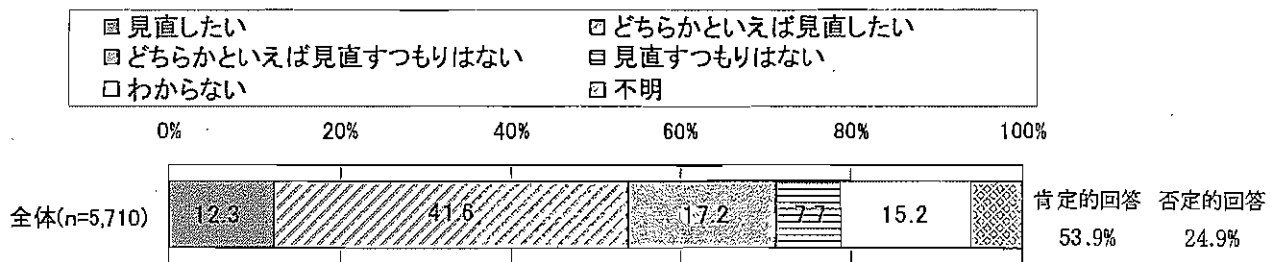
図表 24 自動車を利用するなかで実践している地球温暖化対策のための取組〔複数回答〕



【問6-3】地球温暖化を防止するためには、今の生活の仕方（ライフスタイル）を見直さなければならないという考え方がありますが、あなたはご自身のライフスタイルについてどのようにお考えですか。次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。（○は1つだけ）

地球温暖化を防止するためにライフスタイルを見直すかどうかについては、「見直したい」と「どちらかといえば見直したい」を合計した割合が53.9%で、「見直すつもりはない」と「どちらかといえば見直すつもりはない」を合計した割合（24.9%）より高くなっています。

図表 25 地球温暖化防止のためにライフスタイルを見直すことについての考え方

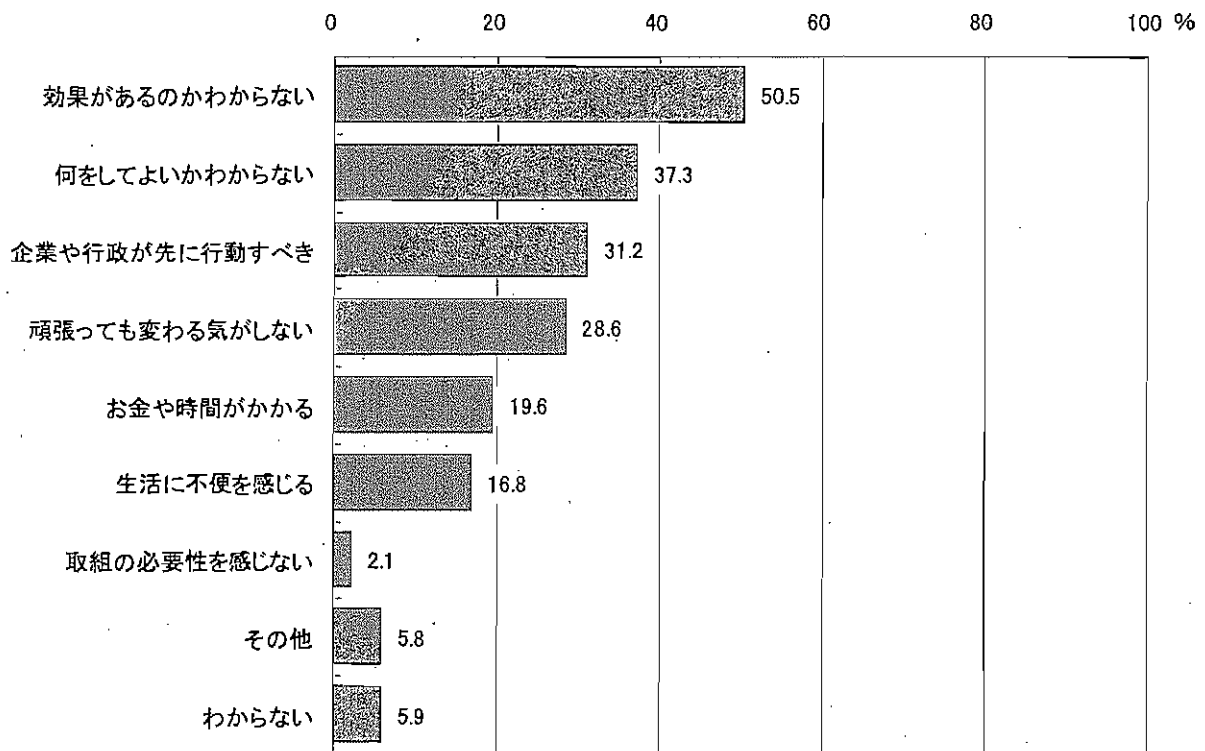


※図表 25 に記載の肯定的回答は、「見直したい」と「どちらかといえば見直したい」の割合を合計し、否定的回答は「見直すつもりはない」と「どちらかといえば見直すつもりはない」の割合を合計したものです。

【問6-4】家庭から排出される温室効果ガスの排出量は、1990年度に比べて2008年度では、約2割増加しており、温室効果ガスの排出削減が進んでいない現状があります。家庭での取組が進まない要因として、あなたはどのような理由があると思いますか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。(〇はいくつでも)

家庭における温室効果ガスの排出削減に向けた取組が進まない理由を質問したところ、「地球温暖化防止にどのくらい効果があるのかわからないから」が50.5%と最も高く、次いで「具体的に何をしてもよいかかわからないから」(37.3%)、「企業や行政などが、県民より先に行動を起こすべきだと思うから」(31.2%)となっています。

図表 26 家庭で温室効果ガスの排出削減の取組が進まない理由〔複数回答〕



### 3 結果の活用等について

- (1) 今年度以降も継続して調査を行い、県民の皆さんの幸福実感の推移を把握することで、みえ県民力ビジョン行動計画全体としての進行管理に努めます。
- (2) 個別テーマについては、担当部局において、具体的な取組を検討する際の参考データとして利用し、政策・施策の推進につなげていきます。



### 3 地方分権・地域主権改革について

#### 1 国の動向

政府は、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を掲げ、「国と地方の協議の場の法制化」「義務付け・枠付けの見直し」「補助金等の一括交付金化」「国の出先機関の原則廃止」などの方針を打ち出し、「真の地域主権国家」を築くための改革を進めるため、平成21年11月17日に関係閣僚等からなる「地域主権戦略会議」を設置しました。

同会議での議論を踏まえ、平成22年6月22日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、12月には一括交付金「地域自主戦略交付金」が創設されるとともに、国の出先機関改革に関する「アクション・プラン」が閣議決定されました。

平成23年4月28日には、いわゆる地域主権関連三法が成立し、これにより「国と地方の協議の場」が法制化されました。また「義務付け・枠付けの見直し」について、第1次見直しから第3次見直しまでの取組が進められてきており、平成24年3月9日に第3次一括法案が国会に提出されたところです。

国の出先機関の原則廃止については、平成24年4月27日に開催された「地域主権戦略会議」において、地方へ移管する際の基本構成案（国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度）が了承されたところであり、政府は今国会に特例法案を提出する方針です。

今後、「地域主権戦略大綱」に基づき取組が推進されるとともに、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」がまとめられる予定です。

#### 2 県の対応

地域主権戦略会議等の動向を注視し、県や市町の業務に与える影響など情報の把握に取り組むとともに、県内の市町とも情報共有等を図りながら、的確に対応していきます。

なお、去る5月1日に開催された東海三県一市知事市長会議において、地方分権改革を一層推進するため、部局長級による検討会を設置し、国が進める出先機関改革等に関する協議を進めることとなりました。今後とも、全国知事会や近隣府県と連携し、真の地方分権改革に向けた提言や働きかけを積極的に展開していきます。

# 地域主権改革の推進体制

平成24年4月  
内閣府地域主権戦略室

## 地域主権戦略会議

地域主権改革の司令塔

設置根拠：閣議決定

設置：平成21年11月17日

開催実績：16回

議長：内閣総理大臣  
副議長：内閣府特命担当大臣(地域主権推進)  
構成員：副総理、  
総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、  
国家戦略担当大臣、  
内閣府特命担当大臣(行政刷新)  
内閣総理大臣が指名する有識者

「地域主権戦略大綱」で示された工程に沿って、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、補助金等の一括交付金化、出先機関の原則廃止等を議論

## 国と地方の協議の場

関係閣僚と地方6団体の代表が、地方に関する重要政策について協議する場

設置根拠：国と地方の協議の場に関する法律

設置：平成23年4月28日

開催実績：(法制化後)本体会合9回、分科会4回

(国側)

議長：内閣官房長官  
議長代行：総務大臣  
構成員：副総理、  
内閣府特命担当大臣(地域主権推進)、  
財務大臣、国家戦略担当大臣、  
内閣府特命担当大臣(行政刷新)

(地方側)

副議長：全国知事会長  
構成員：地方6団体の代表者

社会保障・税一体改革、子どもに対する手当、地方財政対策、東日本大震災復興対策等について協議

# 地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

## 第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

## 第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

## 第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

## 第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

## 第7 直轄事業負担金の廃止

## 第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

## 第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

## 第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

## 第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

## 第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

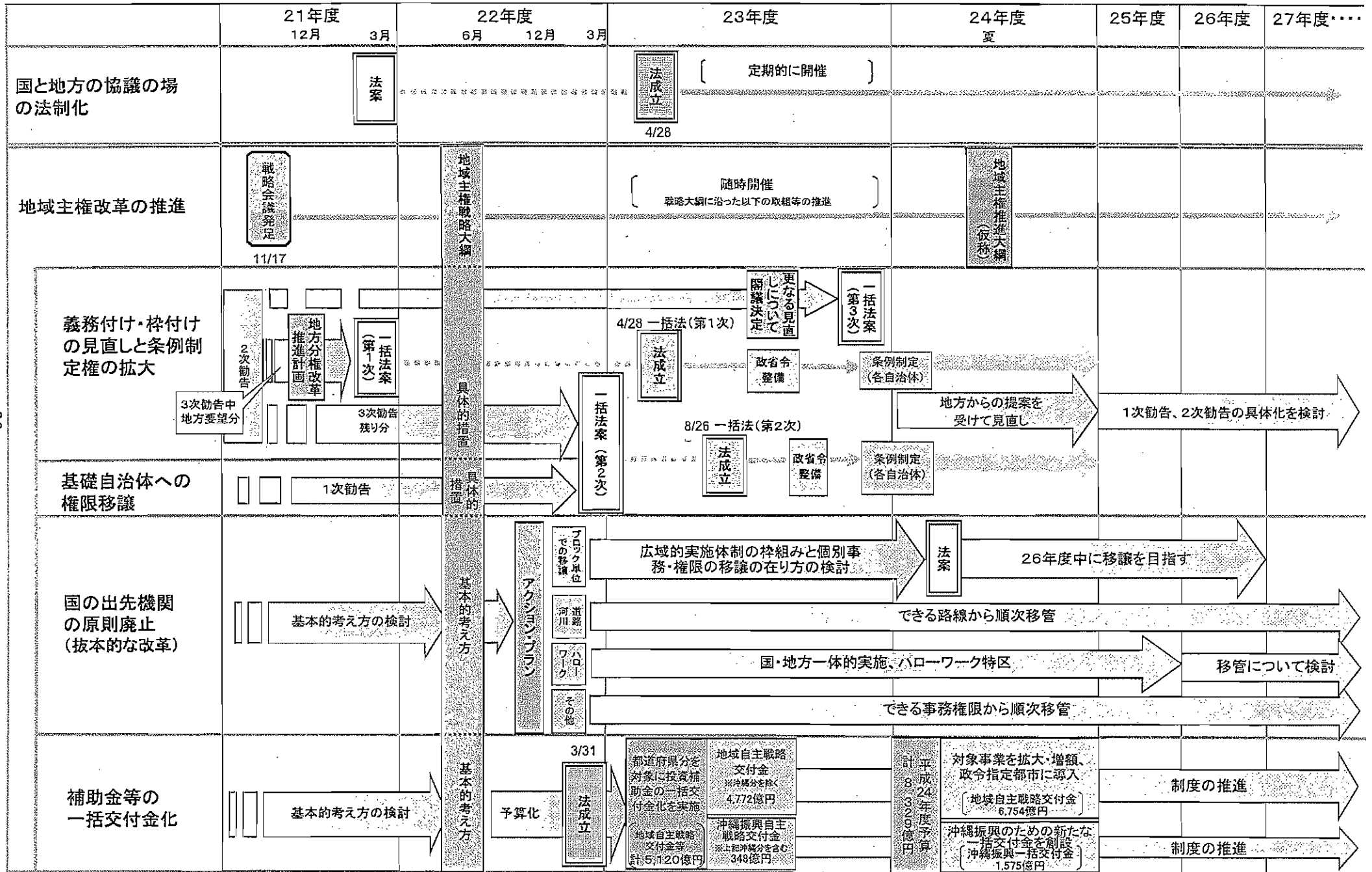
別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置



# 地域主権改革の進展状況

平成24年4月  
内閣府地域主権戦略室



# 地域主権改革のこれまでの取組

平成 24 年 4 月  
内閣府地域主権戦略室

## 改革課題

## 改革の理念

## これまでの取組実績

義務付け・枠付けの  
見直し  
基礎自治体への  
権限移譲

事務の実施やその方法を地方議会  
が定める条例によって決定するこ  
と等により、地方自治体自らの判  
断と責任において行政を実施する  
仕組みに改める。

1次一括法（23年4月28日成立）  
2次一括法（23年8月26日成立）  
3次一括法案（24年3月9日国会提出）

補助金等の  
一括交付金化

国から地方への「ひも付き補助金」  
を廃止し、基本的に地方が自由に使  
える一括交付金にする。

「地域自主戦略交付金」等を創設

23年度：5,120億円※1

（※1 沖縄振興自主戦略交付金を含む）

24年度：6,754億円※2

（※2 沖縄振興一括交付金を含めると8,329億円）

出先機関の  
原則廃止

事務・権限を地方自治体に移譲する  
ことなどにより、地域における行政  
を地方自治体が自主的かつより総  
合的に実施できるようにする。

「アクション・プラン」

（22年12月28日閣議決定）

出先機関の事務・権限のブロック単位での  
移譲に関する法案を今通常国会に提出予定

国と地方の  
協議の場

地方に関する重要政策等について、  
国と地方が協議する場を設ける。

国と地方の協議の場法

（23年4月28日成立）

法制化後、本体会合を9回開催

## 義務付け・枠付けの見直し提案の概要（案）

平成24年4月  
内閣府地域主権戦略室

### 1. 新たな義務付け・枠付けの見直しの位置付け

地方自治体に対する義務付け・枠付けについては、第1次見直しから第3次見直しまでの取組を進めてきており、重点分野を定め、分野ごとに横断的に見直しを行ってきた。2次にわたる一括法に引き続き、去る3月9日、第3次一括法案を国会に提出したところ。

今後とも、残された義務付け・枠付けの見直しに向けて、引き続き取り組んでいくこととし、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、義務付け・枠付けの見直しを検討する。

### 2. 義務付け・枠付けの見直し提案の概要

第1次一括法附則第47条、地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)及び義務付け・枠付けの更なる見直し(H23.11.29 閣議決定)を踏まえ、次のように、見直し提案を受けての検討を進める。

#### (1) 提案の方法

地方六団体による提案の取りまとめ

#### (2) 提案対象

- ・これまでの見直しで対象とならなかった事項
- ・これまで検討したものの見直しに至らなかった事項
- ・新たに設けられた規定等、地方分権改革推進委員会の勧告の対象とならなかった事項

#### (3) スケジュール(見込み)

平成24年5月

地方からの提案  
受付開始

平成24年7月

各府省に対する  
検討要請

平成24年夏～秋

各府省との調整  
地域主権戦略会議  
での議論

平成24年秋

地域主権戦略会議に報告  
要法令改正事項の立案

「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」  
（H24. 4. 27 内閣府・地域主権戦略会議）の概要

政策提言・広域連携課

○広域的实施体制

特定広域連合（地方自治法第284条第1項に規定する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括するものをいう。）並びに、北海道及び沖縄県とする。

○執行機関の在り方

特定広域連合に長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）。

特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置くことができる。会議を設置したときは、特定広域連合の長は、施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、会議の意見を聴くものとする。

○区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないとすることについて相当の合理性が認められる区域を除く。）を包括しなければならないものとする。

○移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位で全ての事務等を移譲することを基本とし、（省略）、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする。不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務等とすることを個別に検討する。

○事務区分

原則として法定受託事務とする。

○国の関与

国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）を必要に応じて柔軟に設ける。

○並行権限行使

移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する（現行の個別法で大臣権限が留保されていない移譲事務等についても必要に応じて柔軟に活用する。）。



## 4 広域連携について

### 1 中部圏での取組状況

中部圏においては、中部圏知事会議や東海三県一市連絡協議会（東海三県一市知事市長会議）などに参画し、交流・連携に取り組んでいます。去る5月1日に開催しました東海三県一市知事市長会議においては、地方分権改革を一層推進するため、部局長級による検討会を設置し、国が進める出先機関改革等について協議を進めることとなりました。

また、環伊勢湾という視点から、東海三県一市で構成する伊勢湾総合対策協議会や国等関係機関との広域的組織である伊勢湾再生推進会議に参画し、伊勢湾の再生・保全や総合的な利用に取り組んでいます。特に、流木や生活ゴミなどの海岸漂着物について三県一市が共同して対応するため、平成24年4月24日、伊勢湾総合対策協議会に海岸漂着物対策検討会を設置し、今後、情報共有を図るとともに発生抑制に向けた普及・啓発や具体的な取組を推進していくこととしています。

### 2 近畿圏での取組状況

近畿圏においては、近畿ブロック知事会に参画するとともに、近畿2府8県4政令市と関西の経済団体が一体となって設置した「関西広域機構（KU）」の構成員として、観光や情報発信などの分野で官民連携事業に取り組んできました。

関西広域連合設立後、同機構は平成23年9月30日をもって解散しましたが、これまで実施してきた官民連携事業のうち、国際観光、文化、情報発信事業については、一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（関西地域振興財団）が継承しており、本県も引き続き同組織に参画し、連携事業に取り組んでいるところです。

### 3 紀伊半島での取組状況

紀伊半島地域に属する三重、奈良、和歌山の三県で、紀伊半島振興対策協議会（紀伊半島知事会議）を設立し、紀伊半島の振興と活性化を図るための連携事業に取り組んでいます。

平成24年4月24日に開催しました第23回紀伊半島知事会議においては、三県で共通する重要な課題を協議し、特に、昨年度の紀伊半島大水害の教訓を踏まえ、災害復旧・復興に係る法令等について、改善が望ましいと思われる事項を共同でとりまとめたうえ、5月18日に国に対して提言・提案活動を行ったところです。

#### (参 考)

#### ○一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構について

近畿圏の活性化を先導する大阪湾地域に関する一体的利用を推進するため、広域的共同取組の促進等を行い、もって、多極分散型国土の形成に寄与することを目的として、平成3年12月に設立されました。

【出捐団体】（地方公共団体） 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（民間企業）110社